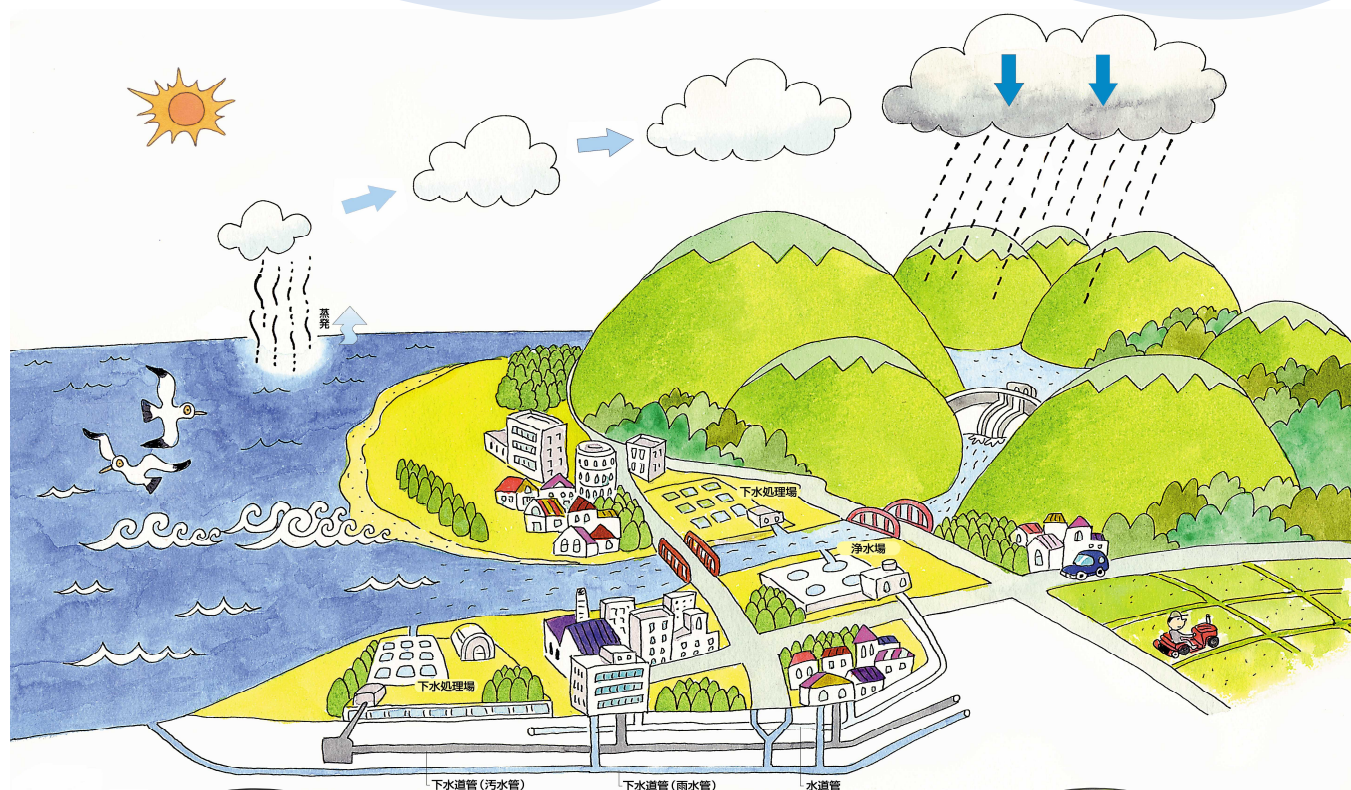


2025

あきたの下水道

〔資料編〕



秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の
ページからダウンロードできます。

URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

平素より、本県の生活排水処理事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下水道等の生活排水処理施設は、快適な生活環境の実現や豊かな水環境の保全に不可欠な社会資本です。近年、激甚化する自然災害への備え、人口減少下での持続可能な事業運営、そして施設の老朽化対策といった、我々が向き合うべき課題はますます複雑化しております。

こうした状況に対応するため、秋田県では、官民連携による効率的な事業運営を目指す「ウォーターPPP」や、市町村の垣根を越えて協力する「広域化・共同化」の取り組みを推進しております。さらに、県民の皆様の命と暮らしを守るため、令和6年度には「上下水道耐震化計画」を策定し、大規模地震への備えを計画的に進めていくことといたしました。

これらの新たな取り組みを推進力とし、「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」に掲げる令和17年度末の普及率95%という目標の達成に向け、職員一同、決意を新たにしているところでございます。

本資料は、こうした社会情勢の変化に対応する我々の事業の進捗と計画をまとめたものです。皆様には、本資料を通じて、未来の秋田を支える本事業へのご理解を一層深めていただければ幸いです。引き続き、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課長

目 次

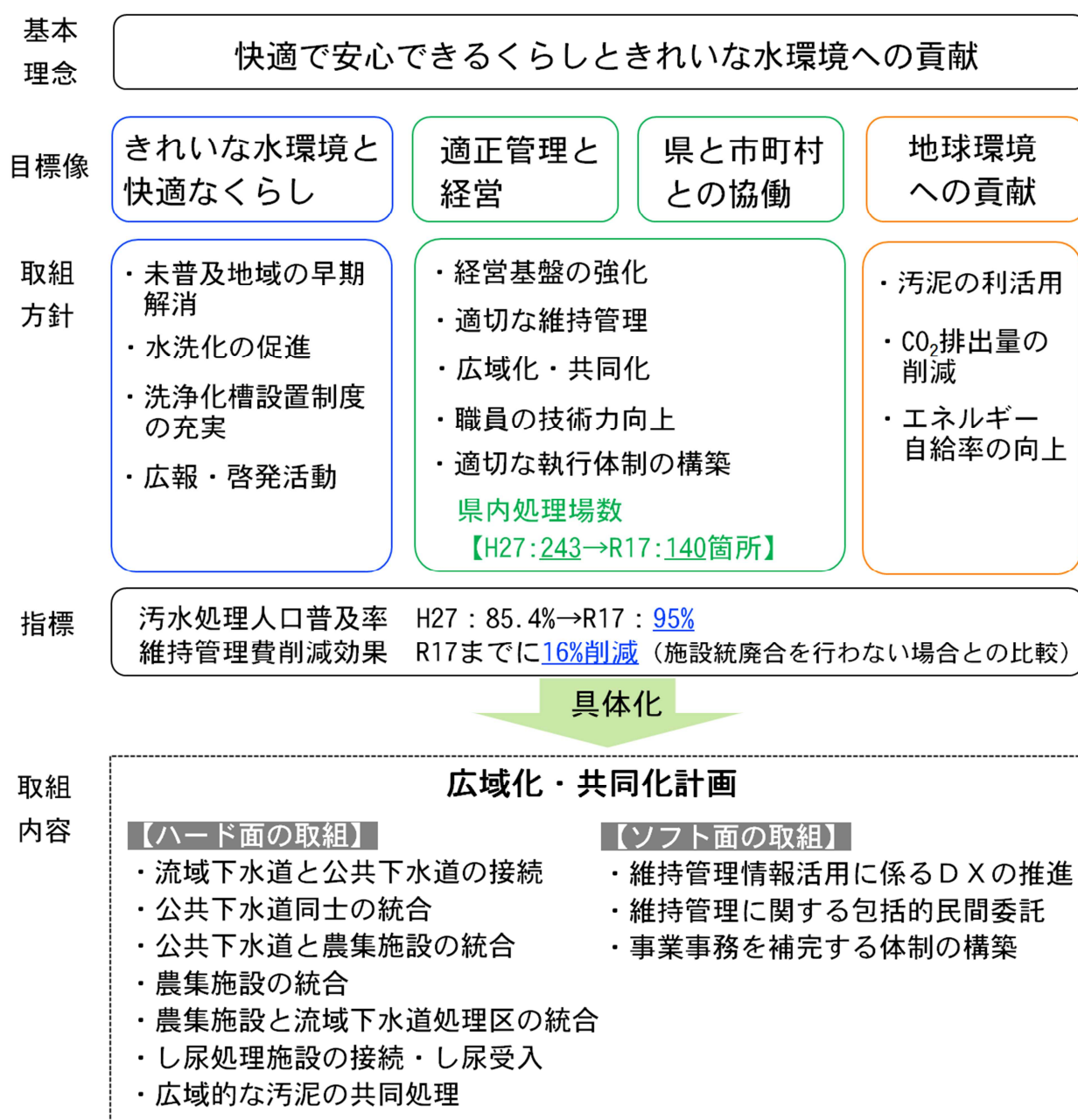
	Page
1. あきた循環のみず推進計画 2016	
(1) 概要	1
(2) 広域化・共同化の取組	2
2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン	
(1) 概要	3
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	3
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想(第4期)	
① 市町村別 全体フレーム 令和17年(整備手法別 処理人口・処理区数)	4
② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年	4
③ 市町村別 令和17年目標(整備手法別、処理人口・処理区数)	5
④ 市町村別 令和17年目標普及率	5
2) 汚水処理人口普及率	
① 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(事業区分別)	6
② 秋田県汚水処理人口普及率	7
③ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	9
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	10
② 流域下水道事業の概要	11
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	12
② 下水道処理人口普及率	13
③ 下水道整備率	14
④ 下水道接続率	15
⑤ 公共下水道事業の計画概要	16
4) 下水道終末処理場の概要	17
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	18
② 下水汚泥の現状	19
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	20
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	21
(2) 受益者負担金	22
(3) 水洗化助成・貸付制度	24
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制(排除基準)	26
(2) 放流水に対する規制(排水基準)	27
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	28
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	29
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	30
(3) 農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率	33
(4) 農業集落排水施設 接続率	34
(5) 農業集落排水施設 使用料	35
(6) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	36
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	37
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	38
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	39
(2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)	40
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	41
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	42

1. あきた循環のみず推進計画 2016

(1) 概要

全国の平均を上回る人口減少の進行や、県内自治体の厳しい財政状況を踏まえると、各自治体が単独で生活排水処理事業を運営し続けることが困難となるおそれがあります。

県及び県内市町村は「快適で安心できるくらしときれいな水環境への貢献」を基本理念とする「あきた循環のみず推進計画 2016（秋田県生活排水処理構想〈第4期構想〉）」を策定し、本構想に基づいて未普及地域の早期解消、資源の有効活用、そして協働による持続的な事業運営の実現を目指した取組を進めています。

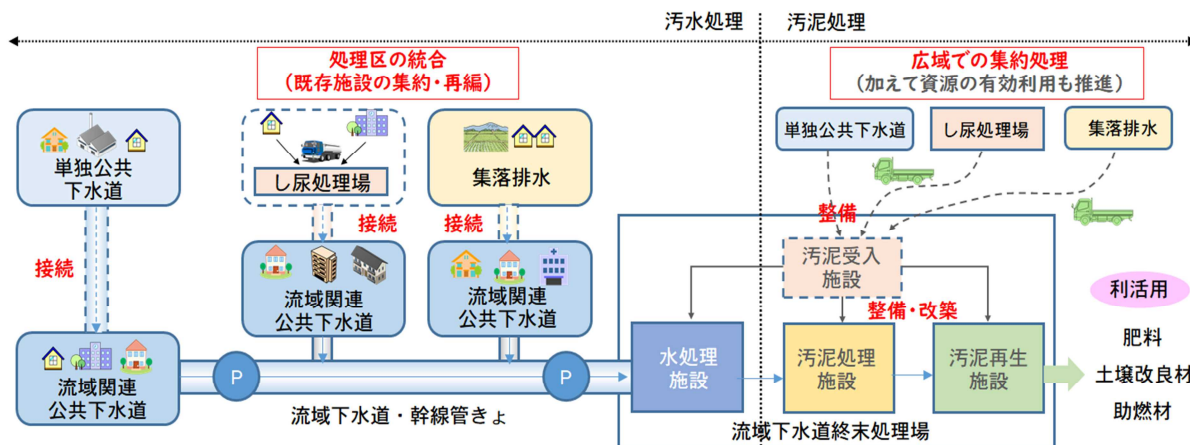


▲あきた循環のみず推進計画 2016 (R5.3 見直し版) の構成

(2) 広域化・共同化の取組

あきた循環のみず推進計画 2016 の一部である「広域化・共同化計画」においては、ハード・ソフト両面における取組内容を定めるとともに、具体的な取組時期をロードマップとして取りまとめています。

施設の集約・再編や事務処理の共同化など県・市町村の連携施策を着実に進め、維持管理コストの低減を目指します。



▲流域下水道を核とした広域化・共同化のイメージ

県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約して資源化

〔 R2に供用開始し、運営中 〕



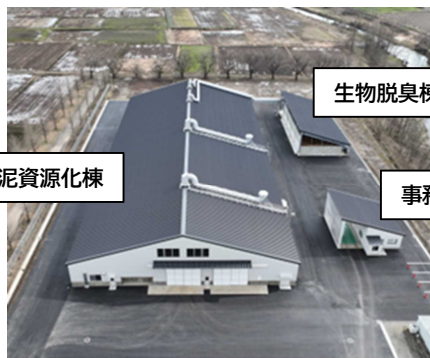
県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約してコンポスト化し肥料として利用

効率的な予算執行と民間ノウハウの活用を目的としてDBO方式で事業を実施

設計・施工 R5.1~R7.3

管理運営 R7~R26 (20年間)



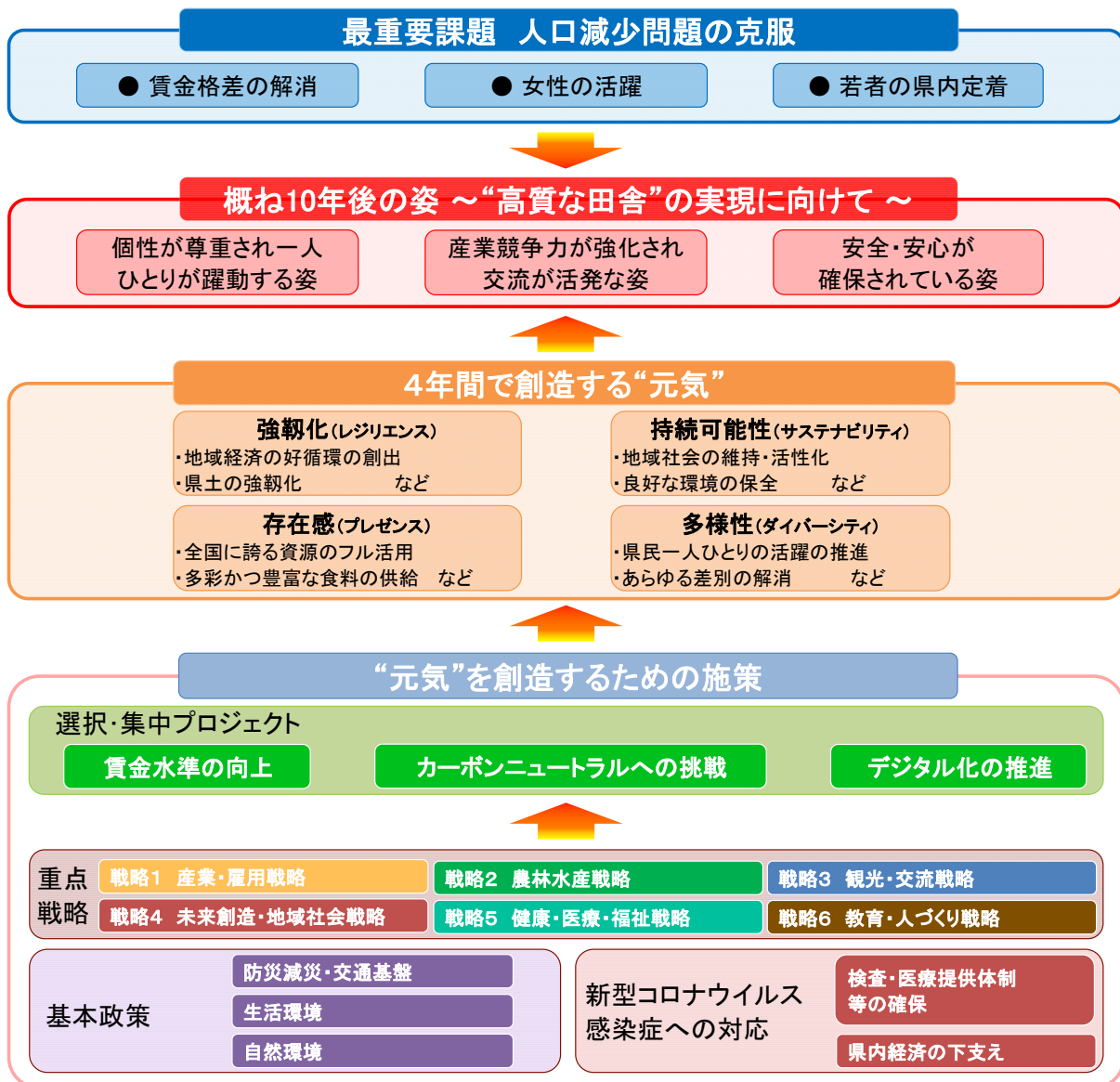
▲汚泥の広域資源化事業

2. ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン

(1)概要

秋田県では、時代の潮流やこれまでの成果と課題を踏まえつつ、新たな視点を加えながら、本県の更なる発展を図ることを目指し、2022年度から2025年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では“高質な田舎”の実現に向けた「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限発揮しつつ時代の潮流や社会経済情勢の変化に対応するための「6つの重点戦略」を掲げています。また、重点戦略に基づく取組のうち、特に注力して行政資源を投入するものとして「選択・集中プロジェクト」を位置づけています。



さらに、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、「基本政策」及び「新型コロナウイルス感染症への対応」として整理・体系化し、着実に推進します。

(2)プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略4「未来創造・地域社会戦略」における施策の方向性の一つとして、県・市町村間の協働の推進を掲げています。下水道事業については、平成28年度に策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づく施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域化・共同化に取り組んでまいります。

また、「基本政策2 生活環境」における施策の方向性の一つとして、良好な生活排水処理基盤の整備を掲げています。将来にわたって良好な生活排水処理基盤を維持できるよう、生活排水処理施設の集約・再編などを推進してまいります。

3. 汚水処理整備状況

(1) 秋田県の生活排水処理整備

1) 生活排水処理構想(第4期)

① 市町村別 全体フレーム 令和17年(整備手法別 処理人口・処理区数)

地区名 市町村名		集合処理施設															左欄: 処理区数(箇所)			右欄: 処理人口(人)									
		公共下水道						集落排水						小計	個別処理施設			小計	合 計										
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	合併処理 浄化槽 (個人設置)	浄化槽市 町村整備 推進事業	個別排水 処理施設 整備事業																	
公共	特環	鹿角市	小坂町										大館市	北秋田市	上小阿仁村	能代市	藤里町	三種町	八峰町	秋田市	男鹿市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	由利本荘市	にかほ市	大仙市
鹿角	鹿角市	1	200	-	-	1	12,810	2	13,000	2	990	-	-	-	-	2	990	4	13,990	9,090	-	-	-	-	-	-	-	9,090	23,080
	小坂町	-	-	1	80	1	2,330	2	2,410	-	-	-	-	-	-	-	2	2,410	1,000	-	-	-	-	-	-	-	1,000	3,410	
北秋田	大館市	-	-	-	-	1	44,600	1	44,600	2	1,240	-	-	-	-	2	1,240	3	45,850	7,740	1,450	550	-	-	-	-	9,740	55,590	
	北秋田市	3	15,070	1	820	-	-	4	15,890	2	200	-	-	-	-	2	200	6	16,080	4,290	720	-	-	-	-	-	5,010	21,100	
	上小阿仁村	-	-	1	730	-	-	1	730	1	480	-	-	-	-	1	480	2	1,200	220	-	-	-	-	-	-	220	1,430	
山本	能代市	1	28,900	-	-	-	-	1	28,900	-	-	-	-	-	-	-	1	28,900	1,800	7,760	-	-	-	-	-	-	9,560	38,460	
	藤里町	-	-	1	1,720	-	-	1	1,720	-	-	-	-	-	-	-	1	1,720	130	260	-	-	-	-	-	-	390	2,110	
	三種町	-	-	-	-	1	9,080	1	9,080	2	440	-	-	-	-	2	440	3	9,510	1,800	-	-	-	-	-	-	1,800	11,310	
	八峰町	-	-	1	4,670	-	-	1	4,670	-	-	-	-	-	-	-	1	4,670	30	60	-	-	-	-	-	-	90	4,760	
秋田	秋田市	-	-	1	40	1	251,330	2	251,370	2	740	-	-	-	-	2	740	4	252,100	-	930	70	-	-	-	-	1,000	253,100	
	男鹿市	-	-	-	-	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	-	-	3	1,080	4	17,560	1,000	170	-	-	-	-	-	1,170	18,730	
	潟上市	-	-	-	-	1	24,610	1	24,610	-	-	-	-	-	-	-	1	24,610	780	210	-	-	-	-	-	990	25,600		
	五城目町	-	-	-	-	1	4,820	1	4,820	-	-	-	-	-	-	-	1	4,820	940	-	-	-	-	-	-	940	5,760		
	八郎潟町	-	-	-	-	1	4,870	1	4,870	-	-	-	-	-	-	-	1	4,870	70	-	-	-	-	-	-	70	4,940		
	井川町	-	-	-	-	1	3,600	1	3,600	-	-	-	-	-	-	-	1	3,600	110	-	-	20	-	-	-	130	3,730		
	大潟村	-	-	-	-	1	3,210	1	3,210	-	-	-	-	-	-	-	1	3,210	-	-	-	-	-	-	-	-	3,210		
	由利本荘市	2	24,790	3	6,640	-	-	5	31,430	34	12,790	2	900	8	130	44	13,820	49	45,250	15,720	270	10	-	-	-	-	16,000	61,250	
仙北	にかほ市	1	18,760	-	-	-	-	1	18,760	5	2,270	-	-	3	90	8	2,360	9	21,120	60	-	700	-	-	-	-	760	21,880	
	大仙市	1	1,660	3	2,200	1	27,610	5	31,470	18	9,300	-	-	-	-	18	9,300	23	40,770	17,400	970	1,330	-	-	-	19,710	60,480		
平鹿	仙北市	1	2,740	-	-	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	-	-	-	-	8,070	18,680	
	美郷町	-	-	-	-	1	3,370	1	3,370	4	2,590	-	-	-	-	4	2,590	5	5,960	8,690	-	-	-	-	-	-	8,690	14,650	
雄勝	横手市	-	-	-	-	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,700	8	44,720	21,950	1,280	1,060	-	-	-	-	24,290	69,000	
	湯沢市	1	10,830	4	3,040	-	-	5	13,870	3	2,710	-	-	-	-	3	2,710	8	16,570	11,640	3,440	-	-	-	-	-	15,070	31,650	
	羽後町	-	-	1	5,470	-	-	1	5,470	1	940	-	-	-	-	1	940	2	6,410	4,250	-	-	-	-	-	-	4,250	10,660	
	東成瀬村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,710	-	-	-	-	-	-	1,710	1,710	
	合 計	11	102,930	17	25,390	15	453,410	43	581,730	87	43,210	7	1,320	13	240	107	44,770	150	626,510	110,590	25,400	3,770	-	-	-	-	139,750	766,260	
構成比		13.4%		3.3%		59.2%		75.9%		5.6%		0.2%		0.0%		5.8%		81.8%		14.4%		3.3%		0.5%		18.2%		100.0%	
市町村数合計		8		10		15		24		15		4		4		15		24		22		14		8		24		25	

* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用(一部令和4年度に見直し実施)
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合 計
		公共 下水道	農業集落 排水	漁・林業 集排他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	56.3	4.3	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	80.2	2.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	75.1	0.0	0.0	24.9	100
7	藤里町	81.5	0.0	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.3	0.3	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	51.3	20.9	1.7	26.1	100
18	にかほ市	85.7	10.4	0.4	3.5	100
19	大仙市	52.0	15.4	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.2	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	43.8	8.6	0.0	47.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計		75.9	5.6	0.2	18.2	100

普及率(%)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 公共下水道 ■ 農集排 ■ 漁・林集排 ■ 浄化槽

③ 市町村別 令和17年目標(整備手法別、処理人口・処理区数)

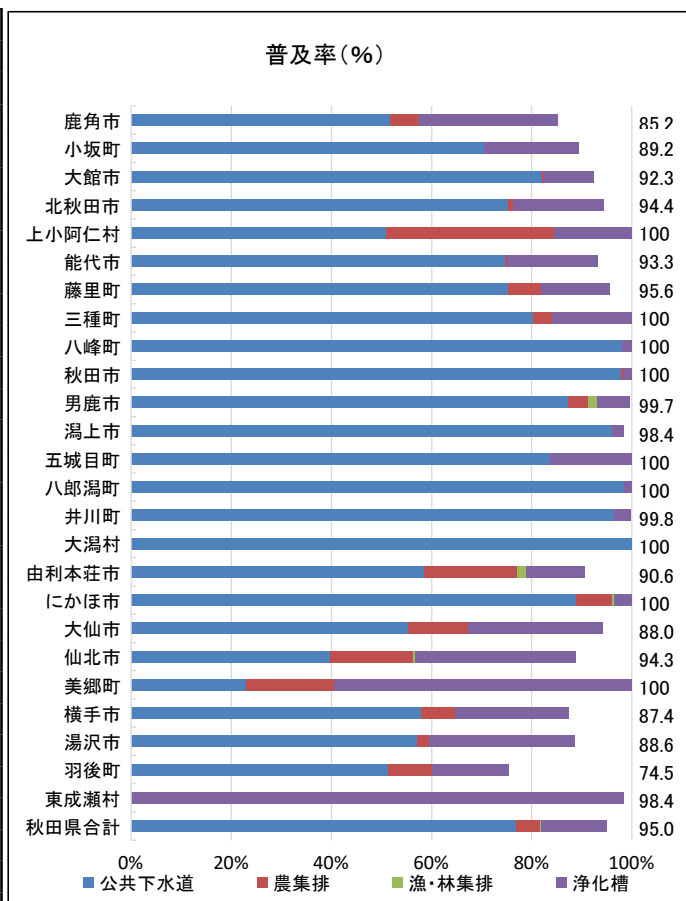
左欄:処理区数(箇所) 右欄:処理人口(人)

地区名	集合処理施設																個別処理施設								合計	
	市町村名	公共下水道						集 落 排 水 他						小計	合併処理				特定地域 生活排水 処理施設 (個人設置)	集 集 計 計 全県計画区域内 浄化槽	小計					
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農 業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	浄化槽	生活排水	処理事業	整備事業		計											
		公共	特環																							
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050
	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910
山本	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430
	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310
秋田	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760
	秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200	
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0		1	4,820	940	0	0	940		940	5,760	
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0		1	4,870	70	0	0	70		70	4,940	
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720	
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0		1	3,210	0	0	0				3,210	
由利	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0				0	1,690	0	1,690		1,690	1,690	
	合 計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用(一部令和4年度に見直し実施)
注)人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排水	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	74.5
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.4	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2)汚水処理人口普及率・接続率

① 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(事業区分別)

注)本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

(令和6年度末)

No.	市町村名	公共下水道						農業集落排水						漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳 人口(人)	普及率 順位	接続率 順位
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	接続率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	接続率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)				
1	秋田市	279,916	96.1	255,621	91.3	5	6	3,951	1.4	3,739	94.6	17	5	0	0	0	0	283,867	259,360	91.4	4,316	1.5	288,183	98.9	263,676	91.5	291,412	4	9
2	能代市	25,697	54.9	22,843	88.9	15	9	204	0.4	204	100.0	18	1	0	0	0	0	25,901	23,047	89.0	10,728	22.9	36,629	78.2	33,775	92.2	46,828	24	6
3	横手市	41,907	52.4	32,802	78.3	16	14	6,301	7.9	5,205	82.6	13	11	57	0.1	57	100.0	48,265	38,064	78.9	17,695	22.1	65,960	82.5	55,759	84.5	79,995	20	15
4	大館市	41,071	63.4	35,692	86.9	13	10	5,259	8.1	4,530	86.1	12	9	0	0	0	0	46,330	40,222	86.8	7,203	11.1	53,533	82.6	47,425	88.6	64,824	19	12
5	男鹿市	17,092	73.8	13,340	78.0	9	15	974	4.2	881	90.5	16	7	318	1.4	290	91.2	18,384	14,511	78.9	1,045	4.5	19,429	83.9	15,556	80.1	23,146	18	19
6	湯沢市	17,888	45.7	12,641	70.7	22	21	3,321	8.5	2,220	66.8	11	16	0	0	0	0	21,209	14,861	70.1	9,866	25.2	31,075	79.3	24,727	79.6	39,171	21	20
7	鹿角市	12,453	46.5	8,270	66.4	20	23	1,454	5.4	1,129	77.6	14	12	0	0	0	0	13,907	9,399	67.6	4,030	15.0	17,937	67.0	13,429	74.9	26,787	25	24
8	由利本荘市	33,820	48.5	31,743	93.9	19	4	18,434	26.4	14,273	77.4	2	13	1,296	1.9	1,097	84.6	53,550	47,113	88.0	11,524	16.5	65,074	93.2	58,637	90.1	69,800	12	11
9	潟上市	30,143	96.9	27,477	91.2	4	7	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	30,143	27,477	91.2	338	1.1	30,481	98.0	27,815	91.3	31,094	6	10
10	大仙市	36,899	50.4	27,320	74.0	17	20	13,383	18.3	9,557	71.4	5	15	0	0	0	0	50,282	36,877	73.3	12,474	17.0	62,756	85.7	49,351	78.6	73,217	16	21
11	北秋田市	15,796	57.3	11,889	75.3	14	18	4,194	15.2	3,793	90.4	9	8	0	0	0	0	19,990	15,682	78.4	3,316	12.0	23,306	84.5	18,998	81.5	27,584	17	18
12	にかほ市	15,640	71.2	14,177	90.6	11	8	5,679	25.9	5,348	94.2	3	6	78	0.4	74	94.9	21,397	19,599	91.6	306	1.4	21,703	98.9	19,905	91.7	21,953	4	8
13	仙北市	8,813	39.0	6,561	74.4	23	19	3,554	15.7	2,752	77.4	8	13	102	0.5	76	74.5	12,469	9,389	75.3	5,245	23.2	17,714	78.3	14,634	82.6	22,621	23	17
14	小坂町	3,481	79.7	2,808	80.7	6	13	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	3,481	2,808	80.7	633	14.5	4,114	94.2	3,441	83.6	4,368	10	16
15	上小阿仁村	913	49.6	896	98.1	18	2	668	36.3	667	99.9	1	2	0	0	0	0	1,581	1,563	98.9	220	12.0	1,801	97.9	1,783	99.0	1,839	7	3
16	藤里町	2,082	76.7	1,759	84.5	8	11	141	5.2	134	95.0	15	4	0	0	0	0	2,223	1,893	85.2	356	13.1	2,579	95.1	2,249	87.2	2,713	9	13
17	三種町	10,328	73.6	7,857	76.1	10	17	1,516	10.8	943	62.2	10	17	0	0	0	0	11,844	8,800	74.3	1,343	9.6	13,187	94.0	10,143	76.9	14,027	11	22
18	八峰町	4,202	69.7	3,210	76.4	12	16	993	16.5	616	62.0	6	18	576	9.6	415	72.0	5,771	4,241	73.5	91	1.5	5,862	97.3	4,332	73.9	6,027	8	25
19	五城目町	6,108	78.9	5,099	83.5	7	12	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	6,108	5,099	83.5	690	8.9	6,798	87.8	5,789	85.2	7,739	14	14
20	八郎潟町	5,069	98.7	4,737	93.5	2	5	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	5,069	4,737	93.5	17	0.3	5,086	99.0	4,754	93.5	5,135	3	5
21	井川町	3,994	97.1	3,879	97.1	3	3	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	3,994	3,879	97.1	121	2.9	4,115	100.0	4,000	97.2	4,115	1	4
22	大湯村	2,881	100.0	2,881	100.0	1	1	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	2,881	2,881	100.0	0	0	2,881	100.0	2,881	100.0	2,881	1	1
23	美郷町	3,915	22.6	2,754	70.3	24	22	3,304	19.1	3,167	95.9	4	3	0	0	0	0	7,219	5,921	82.0	8,610	49.7	15,829	91.4	14,531	91.8	17,312	13	7
24	羽後町	5,938	45.9	3,715	62.6	21	24	2,046	15.8	1,756	85.8	7	10	0	0	0	0	7,984	5,471	68.5	2,261	17.5	10,245	79.2	7,732	75.5	12,939	22	23
25	東成瀬村	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	0	2,000	87.3	2,000	87.3	2,000	100.0	2,290	15	1
県 合 計		626,046	69.6	539,971	86.3			75,376	8.4	60,914	80.8			2,427	0.3	2,009	82.8	703,849	602,894	85.7	104,428	11.6	808,277	89.8	707,322	87.5	899,817		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

② 秋田県汚水処理人口普及率

(令和6年度末 25市町村)

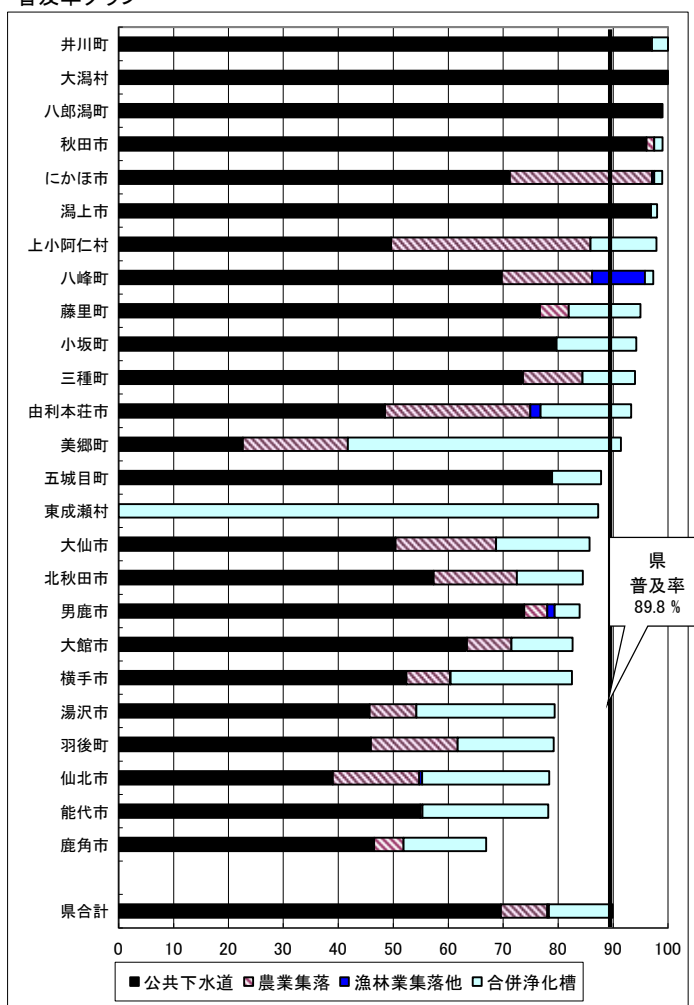
(単位: %)

順位	市町村名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業集 落他	合併浄化 槽	合計	R17目標
1	井 川 町	97.1	-	-	2.9	100.0	99.8
1	大 潟 村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
3	八 郎 潟 町	98.7	-	-	0.3	99.1	100.0
4	秋 田 市	96.1	1.4	-	1.5	98.9	100.0
5	に か ほ 市	71.2	25.9	0.4	1.4	98.9	100.0
6	潟 上 市	96.9	-	-	1.1	98.0	98.4
7	上小阿仁村	49.6	36.3	-	12.0	97.9	100.0
8	八 峰 町	69.7	16.5	9.6	1.5	97.3	100.0
9	藤 里 町	76.7	5.2	-	13.1	95.1	95.6
10	小 坂 町	79.7	-	-	14.5	94.2	100.0
11	三 種 町	73.6	10.8	-	9.6	94.0	100.0
12	由利本荘市	48.5	26.4	1.9	16.5	93.2	90.6
13	美 郷 町	22.6	19.1	-	49.7	91.4	100.0
14	五 城 目 町	78.9	-	-	8.9	87.8	100.0
15	東 成 瀬 村	-	-	-	87.3	87.3	98.4
16	大 仙 市	50.4	18.3	-	17.0	85.7	94.3
17	北 秋 田 市	57.3	15.2	-	12.0	84.5	94.4
18	男 鹿 市	73.8	4.2	1.4	4.5	83.9	99.7
19	大 館 市	63.4	8.1	-	11.1	82.6	92.3
20	横 手 市	52.4	7.9	0.1	22.1	82.5	87.4
21	湯 沢 市	45.7	8.5	-	25.2	79.3	88.6
22	羽 後 町	45.9	15.8	-	17.5	79.2	74.5
23	仙 北 市	39.0	15.7	0.5	23.2	78.3	88.0
24	能 代 市	54.9	0.4	-	22.9	78.2	93.3
25	鹿 角 市	46.5	5.4	-	15.0	67.0	85.2
	県 合 計	69.6	8.4	0.3	11.6	89.8	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

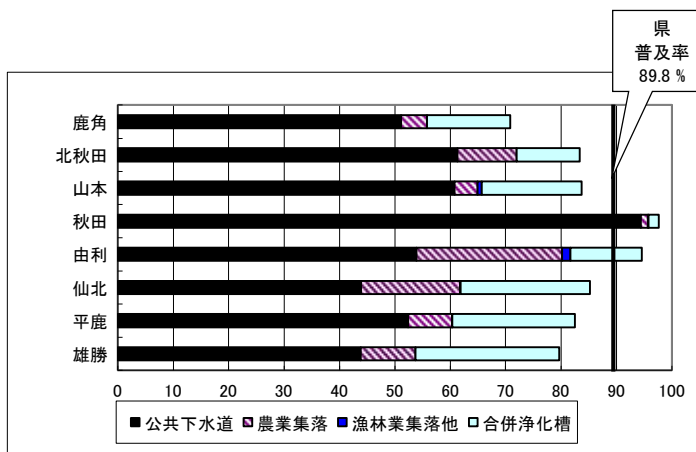
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

(単位: %)

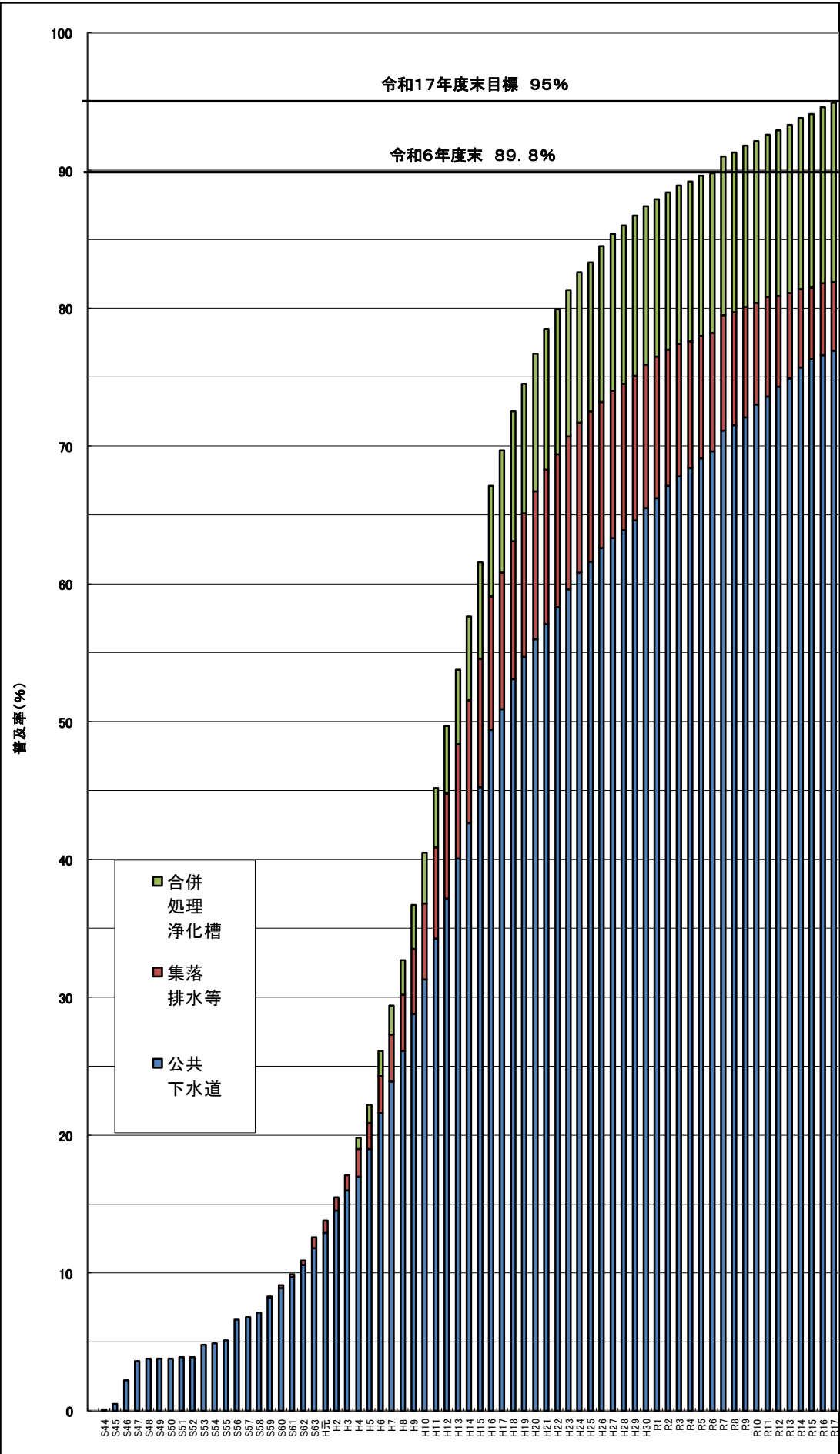
振興局名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業集 落他	合併浄化 槽	合計
鹿角	51.1	4.7	-	15.0	70.8
北秋田	61.3	10.7	-	11.4	83.4
山本	60.8	4.1	0.8	18.0	83.7
秋田	94.4	1.3	0.1	1.8	97.7
由利	53.9	26.3	1.5	12.9	94.6
仙北	43.9	17.9	0.1	23.3	85.1
平鹿	52.4	7.9	0.1	22.1	82.5
雄勝	43.8	9.9	-	26.0	79.6



(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 汚水処理人口普及率推移グラフ

□ 実 測 値 ■ 計 画 値				
年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	67.8	9.6	11.5	88.9
R4	68.4	9.2	11.6	89.2
R5	69.1	8.9	11.6	89.6
R6	69.6	8.6	11.6	89.8
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

1) 下水道のあゆみ

(令和6年度末)

-9-

2) 流域下水道の状況

① 流域下水道事業の実施状況

【流域下水道とは】

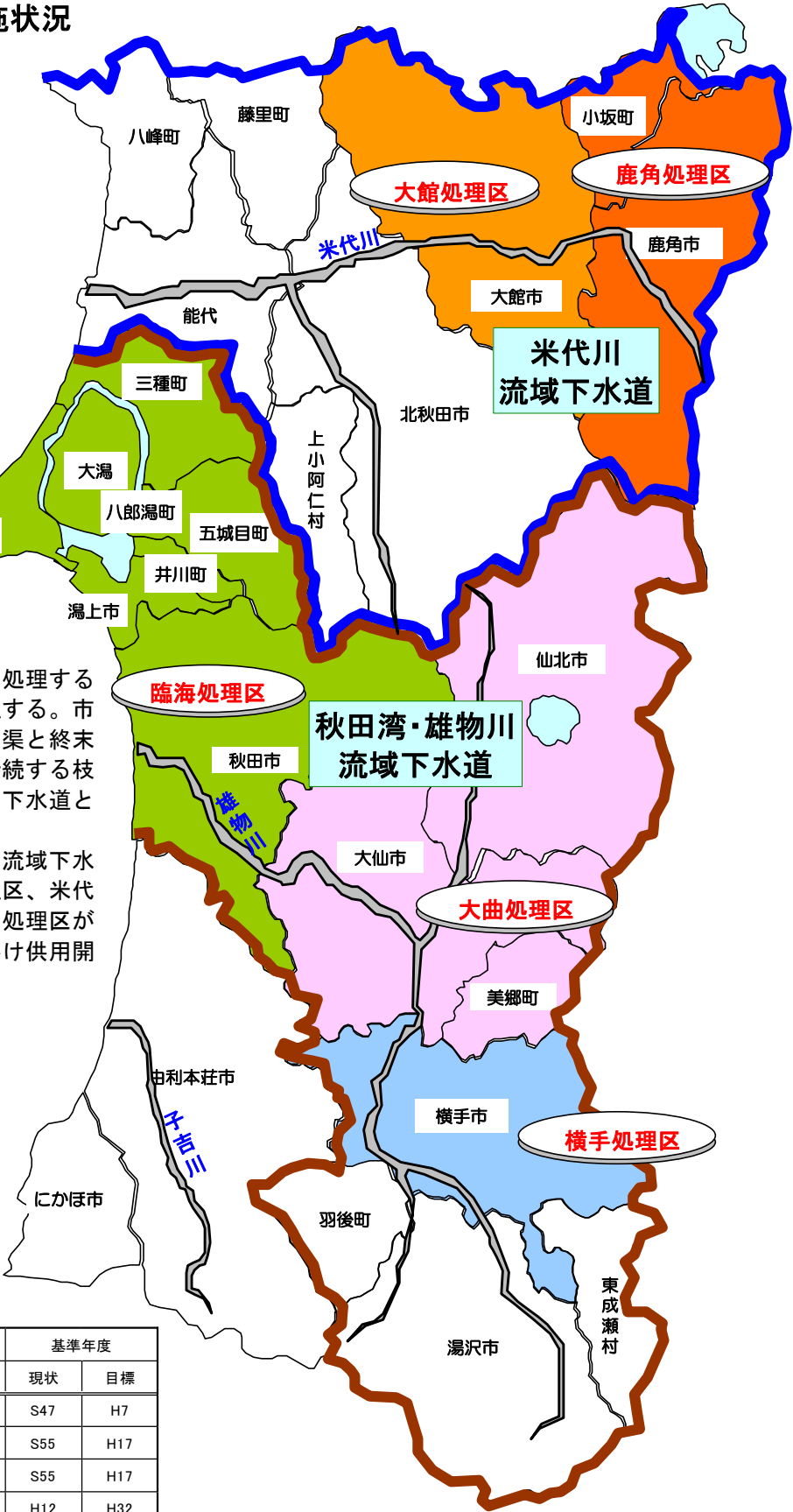
2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画

秋田湾・雄物川流域

米代川流域



流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52

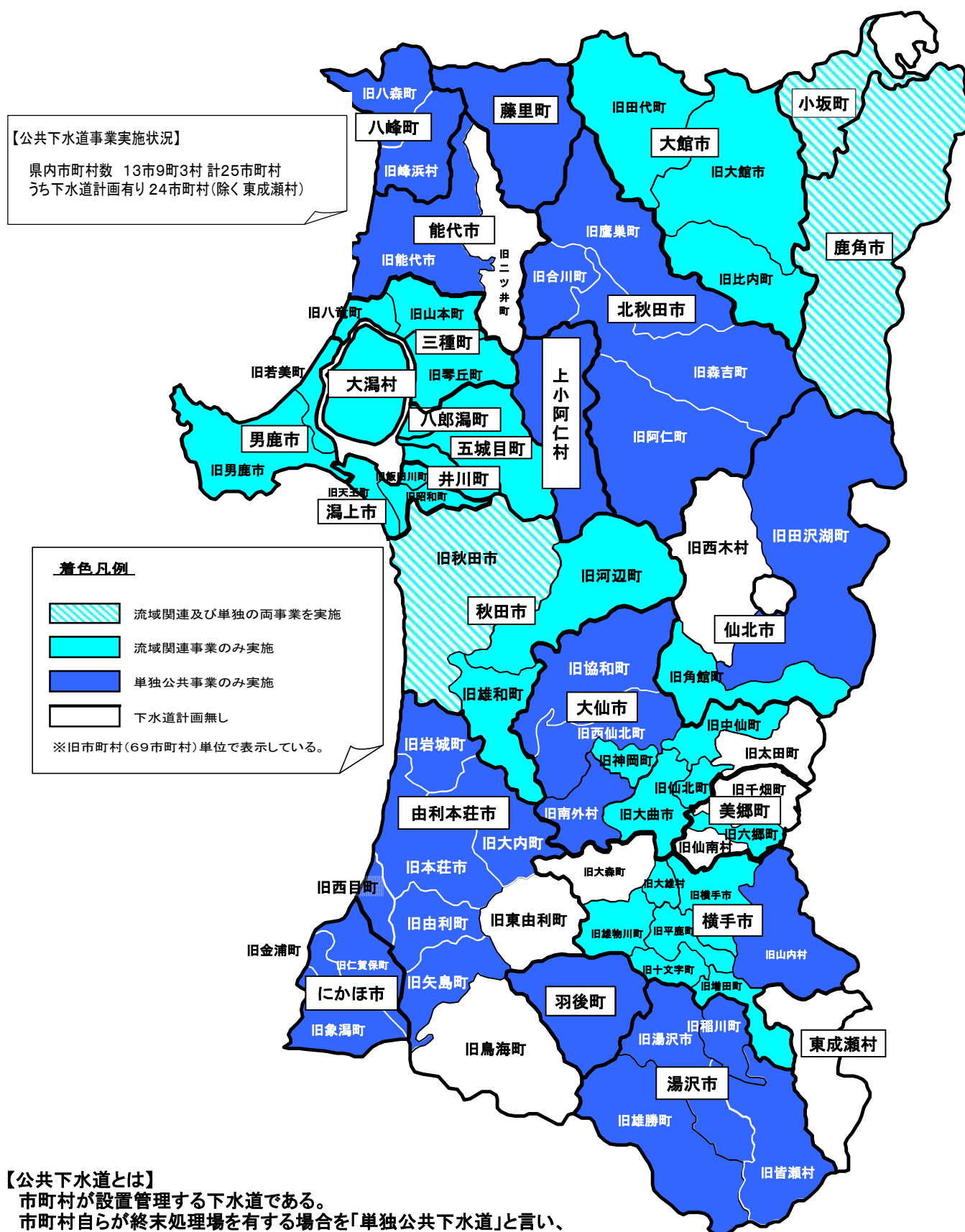
② 流域下水道事業の概要

(令和6年度末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 令和6年3月25日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 令和3年6月21日		昭和61年12月22日 令和2年6月1日	昭和63年12月8日 令和2年11月19日		
下水道事業年次	着手(～R5経年) 事業計画期間	昭和50年(49) 令和7年	昭和56年(43) 令和7年	昭和57年(42) 令和7年		昭和61年(39) 令和7年	昭和63年(37) 令和7年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和8年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和8年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,277	2,078	17,678	2,431	1,128	3,559	21,237
整備済面積		10,590	1,875	1,940	14,405	1,772	703	2,475	16,880
整備率	%	79	82	93	81	73	62	70	79
全体計画処理人口	千人	357.7	31.8	33.5	423.0	38.7	13.5	52.2	475.2
整備済人口		355.4	41.1	41.9	438.4	41.1	15.7	56.8	495.2
整備率	%	99	129	125	104	106	116	109	104
計画区域内人口	千人	361.0	41.7	42.6	445.3	43.8	16.4	60.2	505.5
処理区域内人口		355.4	41.1	41.9	438.4	41.1	15.7	56.8	495.2
整備率	%	98	99	98	99	94	96	94	98
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	195.0	18.0	24.6	237.6	20.0	8.2	28.2	265.8
事業計画処理能力		163.0	18.0	24.6	205.6	18.0	8.2	26.2	231.8
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	73	90	100	77	75	100	82	78
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	108.7	11.8	13.5	134.0	16.6	4.1	20.7	154.7
実流入水量		119.8	11.0	11.7	142.5	9.7	4.0	13.7	156.2
整備率	%	110	93	87	106	59	98	66	101
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		42.0	6.0	7.9	55.9	5.9	2.2	8.1	64.0
整備率	%	77	94	66	76	53	76	58	73
管渠(全体延長)整備率	%	93	99	93	94	87	98	91	93
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況

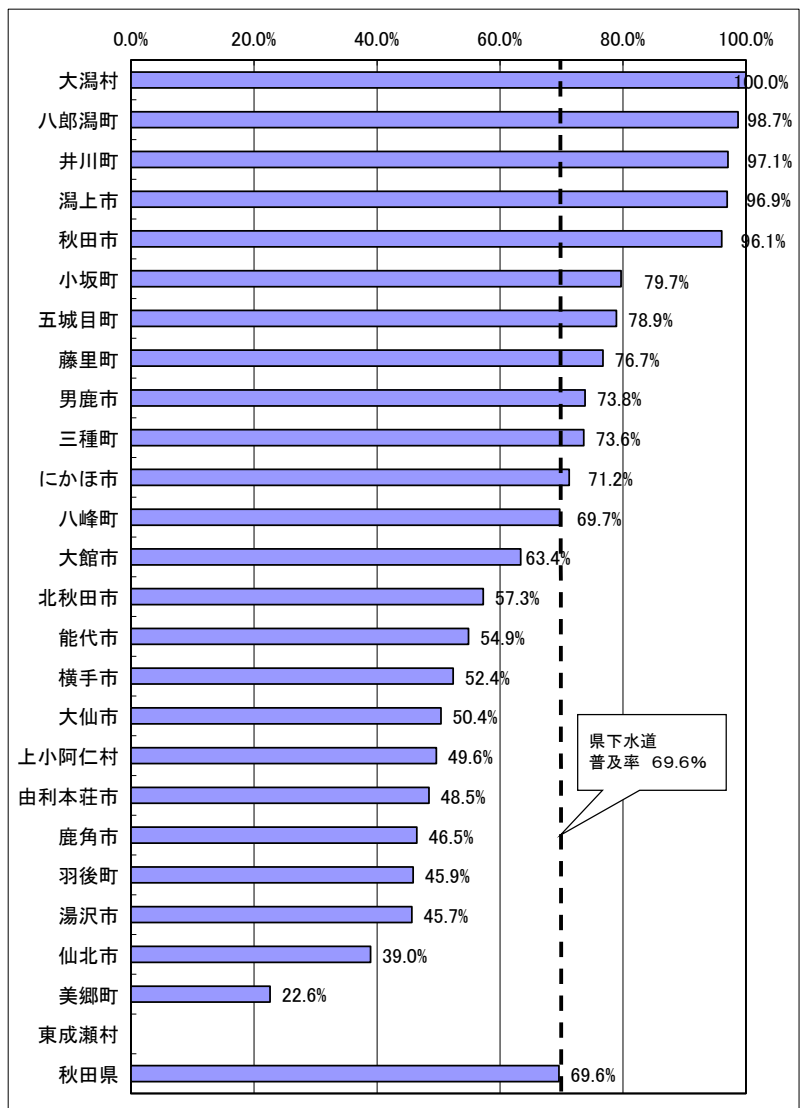


② 下水道処理人口普及率

(令和6年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	2,881	2,881	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,135	5,069	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,115	3,994	97.1%	S62	H2.4
4	潟上市	31,094	30,143	96.9%	S50	S61.4
5	秋田市	291,412	279,916	96.1%	S7	S45.4
6	小坂町	4,368	3,481	79.7%	S56	H3.4
7	五城目町	7,739	6,108	78.9%	H1	H5.10
8	藤里町	2,713	2,082	76.7%	H10	H15.3
9	男鹿市	23,146	17,092	73.8%	S53	H1.4
10	三種町	14,027	10,328	73.6%	S63	H4.5
11	にかほ市	21,953	15,640	71.2%	H4	H10.4
12	八峰町	6,027	4,202	69.7%	H7	H14.3
13	大館市	64,824	41,071	63.4%	S62	H4.4
14	北秋田市	27,584	15,796	57.3%	H2	H9.4
15	能代市	46,828	25,697	54.9%	S24	S59.10
16	横手市	79,995	41,907	52.4%	S58	H1.4
17	大仙市	73,217	36,899	50.4%	S56	S63.4
18	上小阿仁村	1,839	913	49.6%	H9	H13.8
19	由利本荘市	69,800	33,820	48.5%	S56	H3.4
20	鹿角市	26,787	12,453	46.5%	S63	H7.4
21	羽後町	12,939	5,938	45.9%	H8	H16.3
22	湯沢市	39,171	17,888	45.7%	H3	H8.4
23	仙北市	22,621	8,813	39.0%	S54	S61.6
24	美郷町	17,312	3,915	22.6%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,290				
	秋田県計	899,817	626,046	69.6%		

普及率グラフ

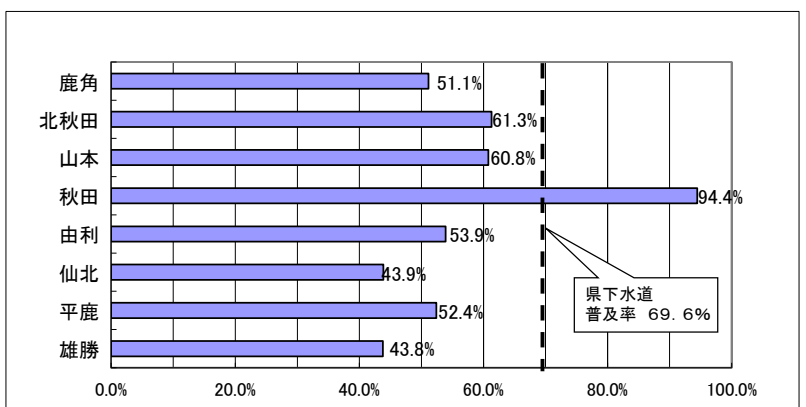


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率
鹿角	31,155	15,934	51.1%
北秋田	94,247	57,780	61.3%
山本	69,595	42,309	60.8%
秋田	365,522	345,203	94.4%
由利	91,753	49,460	53.9%
仙北	113,150	49,627	43.9%
平鹿	79,995	41,907	52.4%
雄勝	54,400	23,826	43.8%
県計	899,817	626,046	69.6%

地域振興局別 普及率グラフ

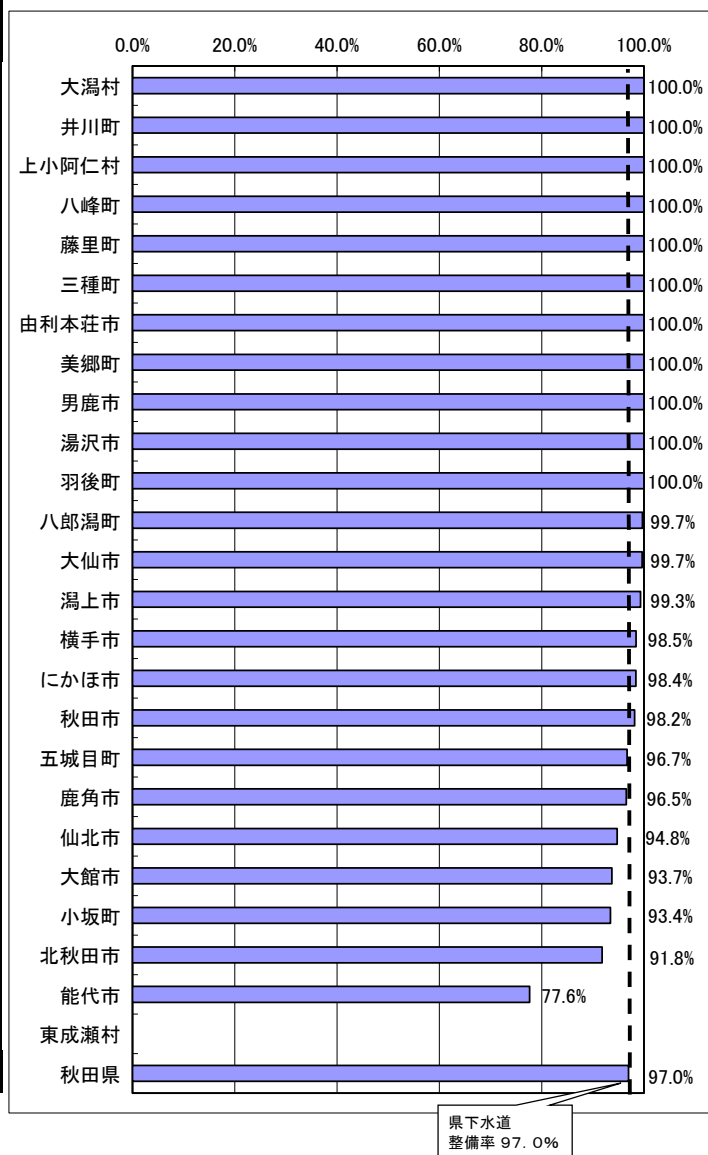


③ 下水道整備率

(令和6年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域 内人口	処理区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	2,881	2,881	2,881	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,115	3,994	3,994	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	1,839	913	913	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	6,027	4,202	4,202	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	2,713	2,082	2,082	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	14,027	10,328	10,328	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	69,800	33,820	33,820	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	17,312	3,915	3,915	100.0%	H3	H10.4
9	男鹿市	23,146	17,092	17,092	100.0%	S53	H1.4
10	湯沢市	39,171	17,888	17,888	100.0%	H3	H8.4
11	羽後町	12,939	5,938	5,938	100.0%	H8	H16.3
12	八郎潟町	5,135	5,083	5,069	99.7%	S61	H2.10
13	大仙市	73,217	37,023	36,899	99.7%	S56	S63.4
14	潟上市	31,094	30,342	30,143	99.3%	S50	S61.4
15	横手市	79,995	42,566	41,907	98.5%	S58	H1.4
16	にかほ市	21,953	15,887	15,640	98.4%	H4	H10.4
17	秋田市	291,412	285,090	279,916	98.2%	S7	S45.4
18	五城目町	7,739	6,316	6,108	96.7%	H1	H5.10
19	鹿角市	26,787	12,900	12,453	96.5%	S63	H7.4
20	仙北市	22,621	9,301	8,813	94.8%	S54	S61.6
21	大館市	64,824	43,817	41,071	93.7%	S62	H4.4
22	小坂町	4,368	3,725	3,481	93.4%	S56	H3.4
23	北秋田市	27,584	17,203	15,796	91.8%	H2	H9.4
24	能代市	46,828	33,098	25,697	77.6%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,290					
	秋田県計	899,817	645,404	626,046	97.0%		

整備率グラフ

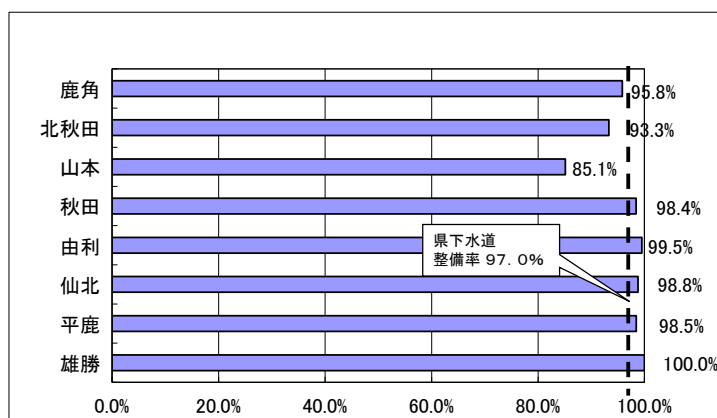


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域 人口	処理区域 内人口	整備率
鹿角	16,625	15,934	95.8%
北秋田	61,933	57,780	93.3%
山本	49,710	42,309	85.1%
秋田	350,798	345,203	98.4%
由利	49,707	49,460	99.5%
仙北	50,239	49,627	98.8%
平鹿	42,566	41,907	98.5%
雄勝	23,826	23,826	100.0%
県計	645,404	626,046	97.0%

地域振興局別 整備率グラフ

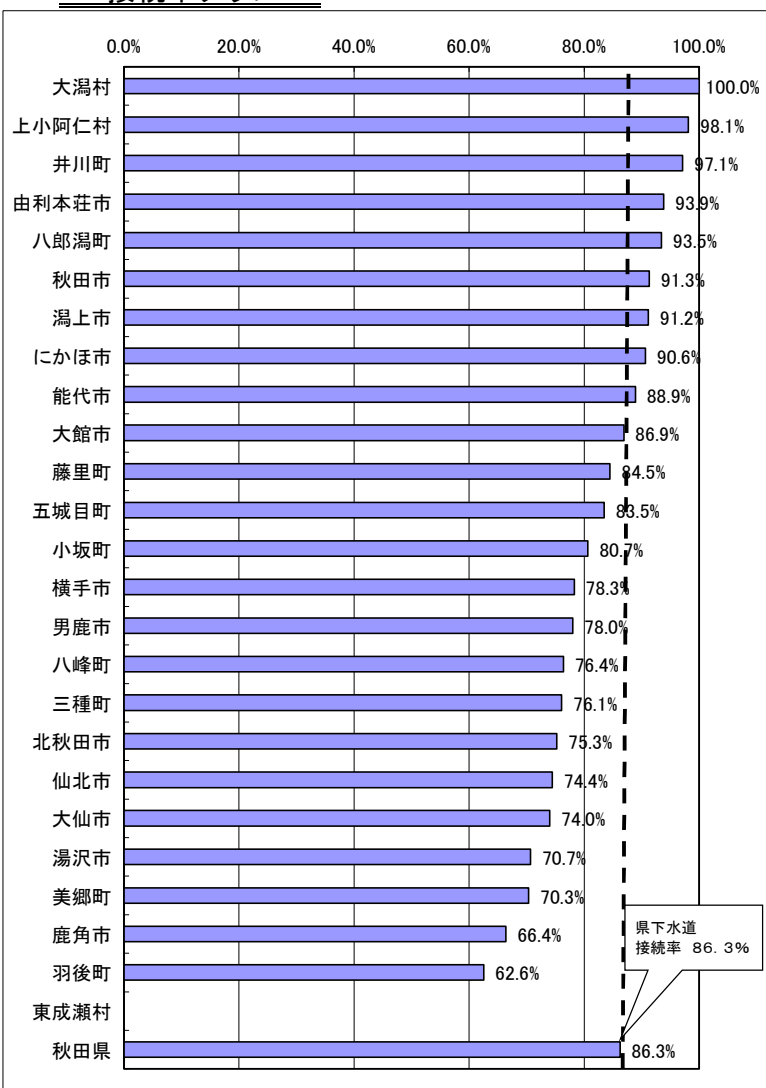


④ 下水道接続率

(令和6年度末)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接 続 率	供用 年度
1	大潟村	2,881	2,881	2,881	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	1,839	913	896	98.1%	H13.8
3	井川町	4,115	3,994	3,879	97.1%	H2.4
4	由利本荘市	69,800	33,820	31,743	93.9%	H3.4
5	八郎潟町	5,135	5,069	4,737	93.5%	H2.10
6	秋田市	291,412	279,916	255,621	91.3%	S45.4
7	潟上市	31,094	30,143	27,477	91.2%	S61.4
8	にかほ市	21,953	15,640	14,177	90.6%	H10.4
9	能代市	46,828	25,697	22,843	88.9%	S59.10
10	大館市	64,824	41,071	35,692	86.9%	H4.4
11	藤里町	2,713	2,082	1,759	84.5%	H15.3
12	五城目町	7,739	6,108	5,099	83.5%	H5.10
13	小坂町	4,368	3,481	2,808	80.7%	H3.4
14	横手市	79,995	41,907	32,802	78.3%	H1.4
15	男鹿市	23,146	17,092	13,340	78.0%	H1.4
16	八峰町	6,027	4,202	3,210	76.4%	H14.3
17	三種町	14,027	10,328	7,857	76.1%	H4.5
18	北秋田市	27,584	15,796	11,889	75.3%	H9.4
19	仙北市	22,621	8,813	6,561	74.4%	S61.6
20	大仙市	73,217	36,899	27,320	74.0%	S63.4
21	湯沢市	39,171	17,888	12,641	70.7%	H8.4
22	美郷町	17,312	3,915	2,754	70.3%	H10.4
23	鹿角市	26,787	12,453	8,270	66.4%	H7.4
24	羽後町	12,939	5,938	3,715	62.6%	H16.3
25	東成瀬村	2,290				
	秋田県計	899,817	626,046	539,971	86.3%	

接続率グラフ

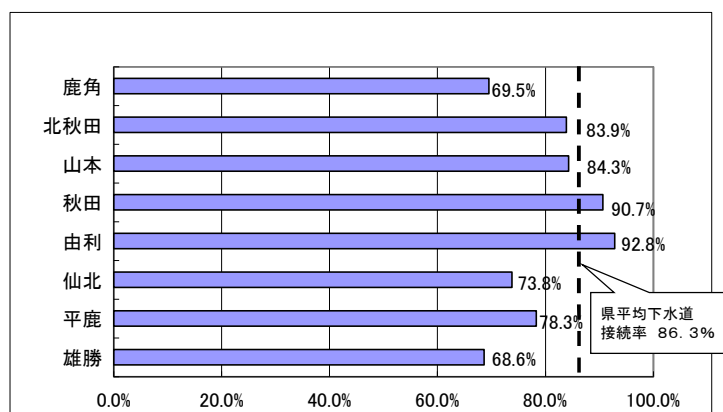


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道接続率

振 興 局 名	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接 続 率
鹿 角	15,934	11,078	69.5%
北秋田	57,780	48,477	83.9%
山 本	42,309	35,669	84.3%
秋 田	345,203	313,034	90.7%
由 利	49,460	45,920	92.8%
仙 北	49,627	36,635	73.8%
平 鹿	41,907	32,802	78.3%
雄 勝	23,826	16,356	68.6%
県 計	626,046	539,971	86.3%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 公共下水道事業の計画概要

事業主体	処理区名	単独 流開 の別	旧市町村名	下 水 道 法				都 市 計 画 法			供 用 開 始 年 月 日	排 除 方式	全 体 計 画			事 業 計 画			
				事 業 計 画 年 月 日		完了年次		決 定 年 月 日 ※	事業認可 年 月 日 (最新) ※	計 画 面 積 (ha) a			計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画汚水量 (m³/日)	計 画 面 積 (ha) b	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画汚水量 (m³/日)		
				当 初	最 新	事業 計画 年次	全体 計画 年次												
秋田市	八 橋	流 開	秋田市	S 7. 5.18	R4.3.25	R11	R27	H25. 2.25	R3.3.26	S45. 4. 1	合流	※金足、八橋、下浜南、羽川処理区を臨海処理区に統合	8,471.1	230,950	119,801	8,115.3	274,910	141,533	
	臨 海		秋田市	S51. 4. 1				H30. 1.17		S57. 4. 1	分流								
			河辺町	H 1. 7. 7				H26. 7. 1		H 5. 4. 1	分流								
			雄和町	S63.10.12				H26. 7. 1		H 4. 4. 1	分流								
			秋田市	H 3. 8. 6				H25. 2.25		H 4. 4. 1	分流								
	羽 川	秋田市	S63. 8.16	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流												
	太平山	単 独	秋田市	H 1. 9.18	H30.11.16	R7	R7	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分流	97.0	13,630	1,810	97.0	13,630	1,810		
秋田市計												8,568.1	244,580	121,611	8,212.3	288,540	143,343		
能代市	能 代	単 独	能代市	S24. 4. 7	H30.11.16	R13	R22	H27. 1.16	H30.11.16	S59.10. 1	分流式 (一部直流)	1,764.5	25,500	17,044	1,358.7	27,170	17,691		
横手市	横 手	流 開	横手市	S58. 9.14	H30.11.16	R7	R27	H30. 1.12	H31. 2.13	H 1. 4. 1	分流	2,076.4	33,400	16,303	2,076.4	42,200	19,999		
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1	分流								
			平鹿町	H 1. 9. 5						H 5.10. 1	分流								
			雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1	分流								
			十文字町	H 1.10.13						H 8. 4. 1	分流								
			大雄村	H 2. 7.19						H 6. 4. 1	分流								
			相野々	山内村						H 8. 7.26	H12. 9. 1							分流	
横手市計												2,076.4	33,400.0	16,303	2,076.4	42,200.0	19,999		
大館市	大 館	流 開	大館市	M38.4.19	R5.3.24	R8	R22	R5.5.15	R5.5.2	H 4. 4. 1	分流	1,982.3	35,186	18,085	1,933.7	40,961	20,245		
			比内町	H 1. 7. 4						【特環】								【特環】	H 6. 4. 1
男鹿市	臨 海	流 開	男鹿市	S54. 2. 9	R2.12.9	R7	R27	R2.10.2	R2.11.27	H 1. 4. 1	分流	883.1	6,990	3,046	883.1	14,710	6,249		
			若美町	S63. 7.12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1									
湯沢市	湯 沢	単 独	湯沢市	H 3. 7.17	R6.2.29	R12	R17	R5.12.15	R6.3.13	H 8. 4. 1	分流	597.8	12,000	5,795	597.8	12,900	6,206		
	大 谷	単 独	福川町	H14. 3.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	H29計画より皆瀬処理区に統合							
	福 川	単 独	福川町	H15. 4.11	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H19. 3.31	分流	86.9	1,810	796	86.9	2,210	972		
	院 内	単 独	雄勝町	H16. 4.13	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分流	45.2	820	290	45.2	1,030	290		
	小 安	単 独	皆瀬村	H11. 1.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H14.10. 1	分流	26.9	260	200	26.9	324	250		
	皆 瀬	単 独	皆瀬村	H14. 3.27	H30. 3.23	R7	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	16.8	130	130	16.8	166	140		
	湯沢市計											773.6	15,020	7,211	773.6	16,630	7,858		
	鹿角市	鹿 角	流 開	鹿角市	S63.11.28	R3.3.18	R7	R22	R3.2.2	R3.3.10	H 7. 4. 1	分流	616.8	7,590	4,157	586.5	9,930	5,320	
湯 瀬		単 独	鹿角市	H17. 4.12	R3.3.18	R7	R22	R3.3.10		H22. 4. 1	分流	20.0	160	458	20.0	210	664		
鹿角市計												636.8	7,750	4,615	606.5	10,140	5,984		
由利本荘市	本 荘	単 独	本荘市	S57. 1. 6	R3.2.17	R7	R17	R2.10.6	R3.2.16	H 3. 4. 1	分流	858.6	24,160	9,977	858.6	26,920	11,006		
	西 目	単 独	西目町	S63.12.19				【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分流	H30計画より本荘処理区に統合							
	矢 島	単 独	矢島町	H 6.12. 5				R2.10.6	R3.2.16	H12. 4. 1	分流	278.0	2,200	898	278.0	3,060	1,213		
	道 川	単 独	岩城町	S60.11.26				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流	207.2	2,140	816	207.2	2,790	1,063		
	前 郷	単 独	由利町	S63.12.18				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流	132.4	1,350	515	132.4	1,740	655		
	岩 谷	単 独	大内町	H 6. 9.21				【特環】	【特環】	H12. 3.23	分流	185.7	2,300	1,002	185.7	3,100	1,314		
	由利本荘市計												1,661.9	32,150	13,208	1,661.9	37,610	15,251	
湯上市	臨 海	流 開	昭和町	S51. 3.10	R 1. 8.26	R7	R27	H31. 4.17	R 1. 8.29	S61. 4. 1	分流	1,542.6	21,400	9,569	1,454.6	28,010	12,206		
			飯田川町	S57.12.28						S63. 4. 1	分流								
大仙市	大 曲	流 開	天王町	S54. 2. 9	R5.12.20	R7	R27	R5.8.4	R5.12.22	S61. 4. 1	分流	1,474.9	24,307	11,164	1,454.3	30,262	13,632		
			大曲市	S57. 3.29						S63. 4. 1	分流								
			神岡町	H13. 9. 4						H19. 3.31	分流								
			仙北町	H 4.10.16						【特環】	【特環】							H 8. 6. 1	分流
			中仙町	S62.10.27						【特環】	【特環】							H 3.10. 1	分流
	刈和野	単 独	西仙北町	H 5.12.13	H30.11.16	R7	R27	H30.12.13	H30.12.13	H10. 4. 1	分流	156.0	1,400	582	156.0	2,310	959		
	強 首	単 独	西仙北町	H 6.12.16	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分流	30.0	200	84	30.0	380	159		
	協 和	単 独	協和町	H 5. 9.29	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H 9. 3.31	分流	102.0	1,150	565	102.0	2,040	935		
	南 外	単 独	南外村	H17. 5.27	H30.11.16	R7	R27	【特環】	【特環】	H22. 3.31	分流	39.2	500	208	39.2	840	349		
	大仙市計											1,802.1	27,557	12,603	1,781.5	35,832	16,034		
	北秋田市	鹿 果	単 独	鹿果町	H 3. 8.23	R3.3.5	R7	R16	R3.2.25	R3.3.23	H10. 4. 1	分流	717.2	9,030	5,125	563.3	9,940	5,102	
米内沢		単 独	森吉町	H 2.11.26	R3.3.5	R7	R16	R3.2.25	R3.3.23	H 9. 4. 1	分流	322.9	3,350	1,676	233.8	2,940	1,470		
阿仁合		単 独	阿仁町	H10. 6. 9	R3.3.5	R7	R16	【特環】	【特環】	H15. 3.31	分流	93.0	820	394	93.0	1,170	562		
合 川		単 独	合川町	H10. 9. 2	R3.3.5	R7	R16	R3.2.25	R3.3.23	H17. 7. 1	分流	241.2	2,720	1,400	98.0	1,470	757		
北秋田市計												1,374.3	15,920	8,595	988.1	15,520	7,891		
にかほ市	にかほ	単 独	仁賀保町		R6.4.23	R10	R17	H22. 7.23	R6.4.23	H10. 4. 1	分流	1,161.0	14,500	9,334	892.7	14,230	9,461		
			金浦町	H 5. 1.29						H10. 4. 1	分流								
			象潟町							H10. 4. 1	分流								
仙北市	大 曲	流 開	角館町	S62.11. 9	R3.3.18	R7	R27	H29. 3. 3	R3.3.30	H 6. 4.15	分流	395.0	3,800	1,760	321.2	6,000	2,673		
	田沢湖	単 独	田沢湖町	S55. 3. 6	R3.3.18	R7	R27	H29. 3. 3	R3.3.30	S61. 6. 1	分流	348.1	2,430	1,775	321.8	3,360	2,197		
	仙北市計											743.1	6,230	3,535	643.0	9,360	4,870		
小坂町	鹿 角	流 開	小坂町	H 7.11. 8	R3.3.24	R7	R22	H24. 7.21	H28. 3.17	H10. 4. 1	分流	230.8	1,720	690	184.6	2,820	1,107		
	十和田湖	単 独	小坂町	S56.10.19	R3. 3.24	R7	R7	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	分流	53.9	6,019	760	53.9	6,019	760		
小坂町計												284.7	7,739	1,450	238.5	8,839	1,867		
上小阿仁村	沖田面	単 独	上小阿仁村	H 9. 5.14	H30.11.16	R7	R22	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分流	74.0	550	303	74.0	900	495		
藤里町	藤 里	単 独	藤里町	H10. 6.29	R3.3.24	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	分流	121.0	1,800	715	121.0	2,320	920		
三種町	臨 海	流 開	琴丘町	S63.10.24	R3.3.18	R12	R27	【特環】	【特環】	H 4. 5. 1	分流	606.7	5,770	2,978	606.7	9,060	4,235		
			山本町	H 2.10.19				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流								
八峰町	八 森	単 独	八森町	H 7.12.27	R3.3.30	R7	R22	【特環】	【特環】	H14. 3.14	分流	127.0	1,500	684	127.0	2,700	1,159		
	沢 目	単 独	峰浜村	H 9.12.24	R3.3.30	R7	R22	【特環】	【特環】	H16. 3.24	分流	81.0	1,400	564	81.0	2,100	842		
八峰町計												208.0	2,900	1,248	208.0	4,800	2,001		
五城目町	臨 海	流 開	五城目町	H 1. 6.27	R3.3.18	R7	R27	H28. 2.22	R3.3.22	H 5.10. 1	分流	474.8	3,500	1,352	393.0	5,780	2,167		
八郎潟町	臨 海	流 開	八郎潟町	S61.11. 1	R3.3.25	R7	R7	H30.11.20	R3.4.19	H 2.10. 1	分流	295.0	5,210	2,315	295.0	5,640	2,495		
井川町	臨 海	流 開	井川町	S62. 6.18	R3.3.25	R7	R7	【特環】	【特環】	H 2. 4. 1	分流	244.8	4,420	1,994	244.8	4,780	2,146		
大湯村	臨 海	流 開	大湯村	S44. 5.10	R3.3.24	R7	R7	【特環】	【特環】	S44. 5.10	分流	310.3	3,100	2,593	310.3	3,100	2,593		
美郷町	大 曲	流 開	六郷町	H 3.11.12	H30.11.16	R7	R27	H13. 3. 7	H16. 4.19	H10. 4. 1	分流	230.0	2,900	1,069	230.0	4,120	1,514		
羽後町	西馬音内	単 独	羽後町	H 8.11. 5	R6.3.26	R10	R17	【特環】	【特環】	H16. 3.31	分流	307.5	5,700	2,501	307.5	6,320	2,761		
秋田県計												28,126.6	529,772	263,277	26,294.9	636,612	310,276		

4) 下水道終末処理場の概要

(令和6年度末)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	処理能力			流入水量		池数			水処理方式
					全体計画 (m ³ /日)	事業計画 (m ³ /日)	現有 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	日平均 (m ³ /日)	全 体	認 可	現 有	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	131,000	163,000	143,000	176,337	112,232	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	28,466	11,151	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	36,025	12,098	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	15,677	9,799	4	3	3	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	5,173	3,898	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計(5処理場)					201,800	231,800	207,000	261,678	149,178	19	18	15	
秋田市	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	406	260	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	10,092	8,335	3	3	3	標準活性汚泥法
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	4,063	3,219	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	466	225	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	78	46	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	558	500	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	262	176	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	340	45	21	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	13,400	13,400	8,200	7,079	4,240	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	-	-	2,200	2,067	1,368	3	3	2	POD法 ※本荘処理区に統合予定
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	2,020	792	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,684	968	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	900	790	427	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	1,600	1,600	1,600	2,003	956	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	773	479	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	548	441	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	107	84	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	90	82	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	2,121	788	3	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,200	5,200	3,720	2,959	2,225	5	5	4	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	793	236	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	1,235	429	4	4	4	土壌被覆型疎間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	6,270	4,037	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,905	1,609	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	527	238	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	787	593	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	670	525	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	447	372	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,455	1,066	3	2	2	OD法
単独公共下水道計(29処理場)					91,040	88,660	74,940	53,300	34,737	82	80	67	
合 計					292,840	320,460	281,940	314,978	183,915	101	98	82	

5) 下水汚泥の状況

令和6年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道 管理者		処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備 考
			水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	
秋田県	流域下 水道	秋田臨海処理センター	40,965	160	40,965	3.4	20,692.9	82.0	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
							3,004.0	79.9	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		大曲処理センター	4,070	150	4,070	5.8	1,873.6	78.6	焼却	秋田県環境保全センター	浮上濃縮-脱水(RP) -焼却(臨海T)
							813.3	77.0	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化
		横手処理センター	4,416	130	4,416	5.1	2,245.4	78.0	焼却	秋田県環境保全センター	浮上濃縮-脱水(RP) -焼却(臨海T)
							975.2	76.4	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP) -炭化(大曲T)
		大館処理センター	3,577	110	3,577	4.2	2,058.6	78.6	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠)-炭化
	鹿角処理センター	1,423	120	1,423	3.3	893.2	77.3	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(BP, 遠) -炭化(大館T)	
特環 公共	十和田湖水きらきら センター(秋田県分)	61				346.7		●濃縮-(コンポ スト)	県南環境保全センター(秋(青森県))	濃縮汚泥(m3)※十和田 市で濃縮汚泥受入れ共 同処理	
流域下水道 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		54,451 千m3			脱水ケーキ	32,556.2 ton					
秋田市		仁別浄化センター	99	15	99	4.1	-	-	※汚泥発生なし	-	-
能代市		能代終末処理場	4,301	141	4,301	3.9	783.0	78.5	炭化	資源化製品	濃縮-消化-脱水(SP) -炭化(大館T)
湯沢市		湯沢浄化センター	1,213	220	1,213	1.5	315.7	81.6	焼却	UBE三菱セメント(株)	濃縮-脱水(遠)
							516.2	81.6	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)
							9.0	81.6	コンポスト	秋田県南地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)
		小安浄化センター	84	74	84	0.9	2.9	13.0	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥
		皆瀬浄化センター	17	220	17	4.8			※濃縮汚泥93m3		汚泥は小安で一括処理
		稲川浄化センター	184	200	184	1.3	113.0	81.0	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
							5.0	81.0	焼却	UBE三菱セメント(株)	脱水(SP)
							5.1	81.0	コンポスト	岩手コンポスト(株)	脱水(SP)
院内浄化センター	68	170	68	1.2	27.1	81.7	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)		
鹿角市		湯瀬浄化センター	8	95	8	2.2	3.5	86.6	炭化	資源化製品	脱水(多)-炭化(大館T)
由利本荘市		水林浄化センター	1,571	173	1,571	5.6	1,126.4	74.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)
		矢島浄化センター	276	185	276	5.5	194.0	89.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
		道川浄化センター	353	193	353	13.5	206.8	84.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)
		前郷浄化センター	156	145	156	7.6	599.9	98.0	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		岩谷浄化センター	349	163	349	3.5	2,300.0	98.4	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		西目浄化センター	499	185	499	10.0	3,000.1	98.5	●濃縮-(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市		刈和野浄化センター	182	258	168	1.5	14.7	10.9	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
		強首浄化センター	34	260	31	1.7	2.5	7.3	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
		協和中央浄化センター	195	140	182	1.5	22.0	82.6	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)
							150.0	82.6	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)
南外浄化センター	30	129	29	1.3	17.2	82.5	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)		
北秋田市		鷹巣浄化センター	812	170	811	2.3	1,259.1	84.7	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
		米内沢浄化センター	288	105	288	2.0	168.1	81.7	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
		阿仁合浄化センター	87	134	87	4.4	32.5	87.6	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
		合川浄化センター	157	170	157	11.0	28.0	85.0	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
にかほ市		笹森クリーンセンター	1,474	119	1,474	1.6	753.7	82.6	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
仙北市		田沢湖浄化センター	632	79	632	2.8	138.8	74.1	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)
上小阿仁村		沖田面浄化センター	89	200	89	1.7	14.3	50.0	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥
藤里町		藤里浄化センター	216	188	216	0.9	25.1	21.8	炭化	資源化製品	脱水(多)-乾燥 -炭化(大館T)
八峰町		八森浄化センター	181	189	181	1.6	108.3	84.6	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(遠) -炭化(大館T)
		沢目浄化センター	141	155	141	2.2	116.8	72.6	炭化	資源化製品	濃縮-脱水(多) -炭化(大館T)
羽後町		西馬音内浄化センター	389	248	389	2.7	249.7	84.4	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)
単独公共下水道 計			14,085 千m3		脱水ケーキ	6,408.5 ton		●濃縮汚泥			
					濃縮汚泥	5,900.0 m3					
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)			68,536 千m3		脱水ケーキ	38,964.7 ton				BP : ベッドプレス SP : スクリューレス RP : ローリープレス 遠 : 遠心 多 : 多重円盤	
					濃縮汚泥	5,900.0 m3					

② 下水汚泥の現状

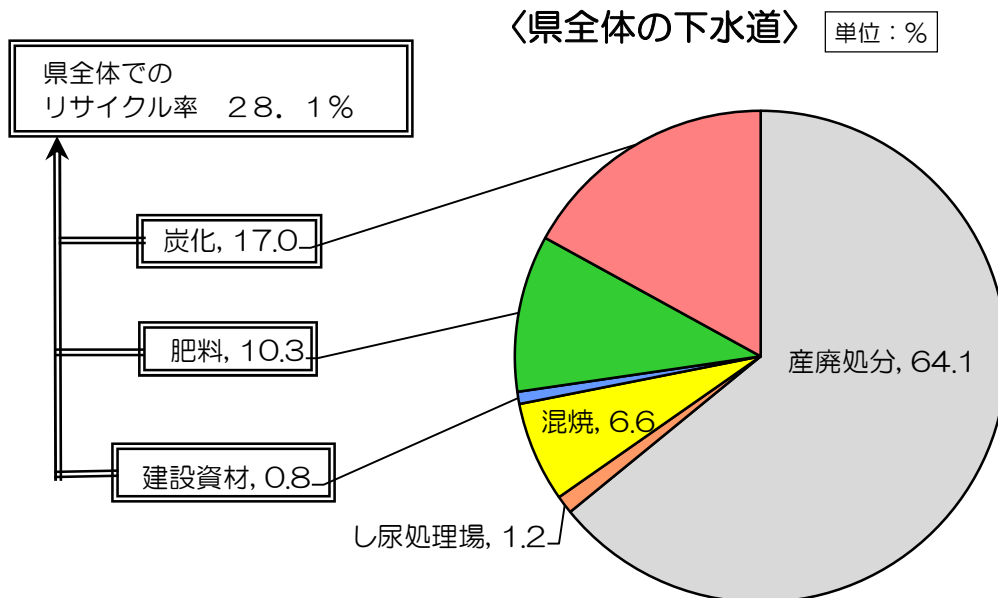
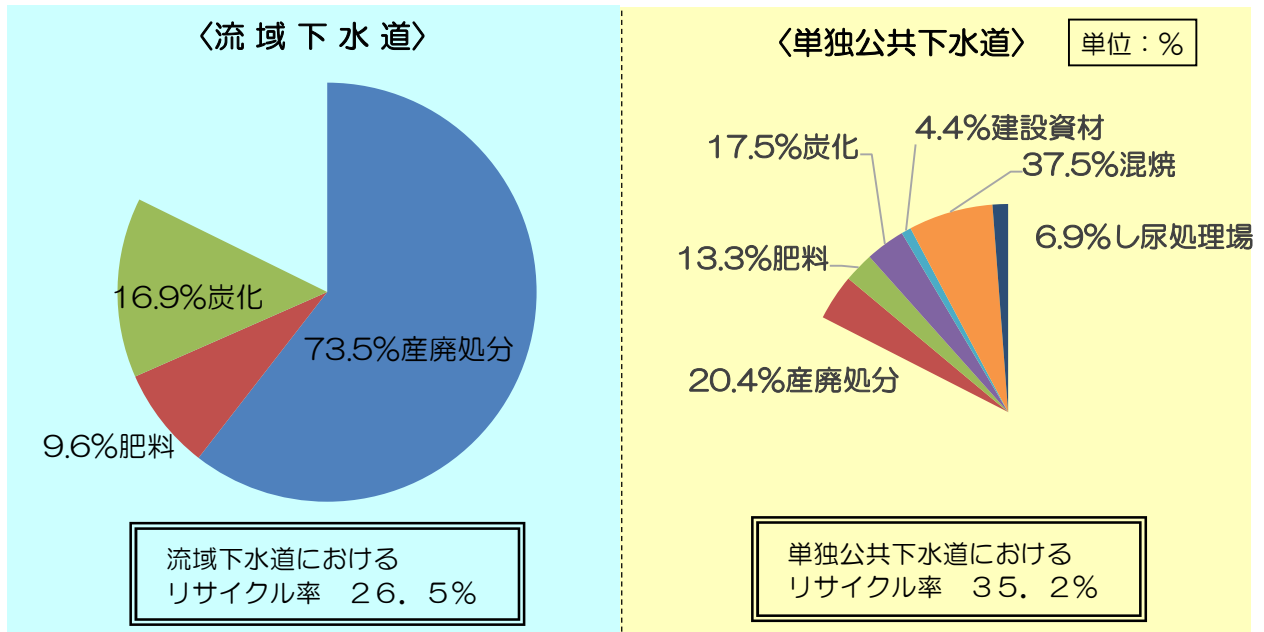
イ) 県内の発生状況（令和6年度実績）

44,865 WT-ton/年 ※7,636 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 32,556 WT-ton/年 ※6,284 DS-ton/年 (82.3)%	〈単独公共下水道〉 12,309 WT-ton/年 ※1,352 DS-ton/年 (17.7)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ) 令和6年度汚泥処理処分状況（構成比率）



(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和6年度末)

処 理 施 設 名		汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道		10,140	万人	81.8%
農業集落排水施設等		284	〃	2.3%
合併処理浄化槽		1,175	〃	9.5%
	浄化槽市町村整備推進事業等分	82	〃	0.7%
	浄化槽設置整備事業分	622	〃	5.0%
	上記以外分	471	〃	3.8%
コミュニティ・プラント		15	〃	0.1%
合 計		11,613	万人	93.7%
総 人 口(住民基本台帳人口)		12,396	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

1) 都道府県別普及状況

(令和6年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	96.6%	92.1%	大 阪 府	98.5%	97.0%
青 森 県	83.6%	64.2%	兵 庫 県	99.2%	94.4%
岩 手 県	85.9%	64.3%	奈 良 県	91.7%	83.8%
宮 城 県	93.9%	84.2%	和 歌 山 県	72.0%	30.8%
秋 田 県	89.8%	69.6%	鳥 取 県	96.3%	75.2%
山 形 県	94.9%	79.7%	島 根 県	84.4%	53.8%
福 島 県	87.9%	56.5%	岡 山 県	89.5%	70.9%
茨 城 県	89.0%	66.0%	広 島 県	91.0%	77.9%
栃 木 県	90.6%	70.4%	山 口 県	90.5%	70.2%
群 馬 県	85.8%	57.2%	徳 島 県	69.6%	19.6%
埼 玉 県	94.3%	84.0%	香 川 県	82.4%	47.4%
千 葉 県	91.8%	78.1%	愛 媛 県	85.7%	60.6%
東 京 都	99.9%	99.7%	高 知 県	79.9%	43.1%
神 奈 川 県	98.5%	97.2%	福 岡 県	94.9%	84.7%
新 潟 県	90.1%	78.9%	佐 賀 県	88.3%	65.1%
富 山 県	97.9%	87.9%	長 崎 県	84.8%	65.1%
石 川 県	95.4%	86.1%	熊 本 県	90.5%	71.5%
福 井 県	97.9%	70.2%	大 分 県	84.0%	56.8%
山 梨 県	87.6%	86.0%	宮 崎 県	90.4%	62.2%
長 野 県	98.4%	78.6%	鹿 児 島 県	86.5%	44.0%
岐 阜 県	94.4%	66.4%	沖 縄 県	88.4%	72.3%
静 岡 県	86.5%	82.1%			
愛 知 県	93.6%	61.9%			
三 重 県	90.0%	#REF!	全 国 計	93.7%	81.8%
滋 賀 県	99.3%	93.4%	秋 田 県 順 位	89.8%	69.6%
京 都 府	98.8%	95.8%		28位	29位

令和5年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

令和7年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体		使 用 料 体 系							基本 水量 (m3/月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)				
		(区分水量)	は基本水量（基本使用料）の区分線										は水量毎の単価の区分線			
		0	8	10	20	25	30	50	100	200	300	500	1,000	2,000	3,000	5,000
秋 田 市		0		10			30	50	100			500	1,000			
		1,020 181 226 249 305 352 427														
		(円)														
能 代 市		0	6				30	50	100							
		500 82 150 164 177 205														
		(円)														
横 手 市		0		5	10	20	30	40	50	100						
		700 140 149 158 167 176 185 194														
		(円)														
大 館 市		0			10	20			50	100						
		1,400 150 160 190 210														
		(円)														
男 鹿 市		0			10	20			50	100						
		1,650 165 176 209 231														
		(円)														
湯 沢 市	旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区	0		6		20			50	100						
		1,327 174 185 195 205 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律86円)														
湯 沢 市	旧 稲 川 町 地 区	0		6		20			50	100						
		4,527 174 185 195 205 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律86円)														
鹿 角 市		0			10	20			50	100						
		1,915 205 220 235 250														
		(円)														
由 利 本 荘 市		0			10	20			50	100						
		523 125 156 177 198 220														
		(円)														
潟 上 市		0		1	10	20	30		50	100						
		935 55 176 187 198 220 242														
		(円)														
大 仙 市 (従 量 制)		0			10			30	50	100						
		1,540 168 178 210 242														
		(円)														
北 秋 田 市		0			10	20	30	40	50	100						
		1,705 183.7 195.8 209 222.2 235.4 248.6														
		(円)														
に か ほ 市		0			10	20			50	100						
		1,100 130 150 170 200														
		(円)														
仙 北 市		0		5	10	20	30	40	50	100						
		2,200 143 154 165 176 187 198														
		(円)														
小 坂 町		0	5		10	20			50	100						
		750 170 190 200 210 220														
		(円)														
上 小 阿 仁 村		(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】) または (世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))														
		(円)														
藤 里 町										10						
		1,200 120														
		(円)														
三 種 町		0			10					100		500	1,000			
		1,540 154.0 143 132 121														
		(円)														
八 峰 町		0			10											
		1,650 165														
		(円)														
五 城 目 町		0			10			30		100						
		1,100 110 120 130														
		(円)														
八 郎 潟 町		0		5												
		750 150														
		(円)														
井 川 町		0			10											
		1,570 157														
		(円)														
大 潟 村		0			10											
		2,175 217														
		(円)														
美 郷 町		0			10											
		1,361 156														
		(円)														
羽 後 町		0			10	20			50	100						
		1,650 165 176 198 220														
		(円)														
県 ・ 十 和 田 湖		0			10			30	50							
		900 110 160 250														
		(円)														

(2) 受益者負担金

令和7年4月現在

市 町 村 名	供用開始	負担（分担）区	単 位 負 担 金 額 （円/㎡）			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率（％）	報 奨 金 制 度 等	備 考
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月			
秋 田 市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5% （督促状発送した10日以前は、7.25%）		
	平成5.4	旧河辺町全域		335								
	平成4.4	旧雄和町全域		335								
能 代 市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時に	5	4	6, 9, 11, 2	14.5		
		出戸第1、浜通第1		1/5	370							
		長崎、出戸第2、浜通第2、向能代、中川原、東能代		1/5	480							
横 手 市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時に	5	3	7, 10, 1	14.5 （1ヶ月まで7.25）		
		横手公共第2		1/3	480							
		横手公共第3		1/3	420							
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	（合算）							
			戸数割り	50,000								
	平成元.4	平鹿公共	面積割り	280								
			末端管渠費	100%	340							
	平成元.4	雄物川公共		（合算）	74,000							
	平成元.4		1戸当たり	150								
			面積当たり									
平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380								
平成12.9	山内公共	末端管渠費	2.5%									
		戸数割り	90,000									
		面積割り（建築物）	300									
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330								
大 館 市	平成4.4	旧大館市全域 （真中地区を除く）	末端管渠費	1/4	420	申告書提出後	5	4	6, 9, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）	負担金 負担残 額の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%	
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390							
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350							
	令和4.4	旧大館市 真中地区全域	戸数当たり 200,000円									
男 鹿 市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時に	5	4	5, 9, 11, 2	14.5	500m2を 超える 面積は 猶予	
		男鹿第3			410							
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200 300 400 500					14.6		
湯 沢 市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時に	5	4	6, 9, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）	負担金 の10%	
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%								
			一般用（1戸当たり）		140,000							
			団体用1種（1箇所当たり）									
	平成20.9	院内	団体用2種（1箇所当たり）									
			営業用（1箇所当たり）									
			総事業費	4.3%								
	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	一般用	（1戸当たり）								
団体用			（1箇所当たり）	160,000								
営業用												
総事業費			1.9%									
		一般・団体		160,000								
		営業用（人員割り20人以下定額）		200,000								
		営業用（人員割り20人超50人以下人数割り）		10,000								
		営業用（人員割り50人超人数割り）		5,000								
鹿 角 市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時に	5	4	6, 8, 10, 1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%（1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%）	負担金 の6%	
由 利 本 荘 市	平成3.4	本荘第1～5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時に	5	4	6, 8, 10, 1	14.5		
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%								
			戸数割り	30,000	1		1	7	14.5			
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	12	毎月	14.6		
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内			10	4	6, 9, 12, 3	14.6		
	平成12.3	旧大内町全域	戸数割り		350,000		5	4	6, 9, 12, 2			
			1戸当たり事業費	4%	200,000							
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5		5	4	5, 8, 11, 2	14.6				
		戸数割り		200,000								

市 町 村 名	供用開始	負担（分担）区	単 位 負 担 金 額 （円/㎡）			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率（％）	報 奨 金 制 度 等	備 考
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月			
潟 上 市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）		
大 仙 市	昭和63.4	大曲第1	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6, 9, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）		
		大曲第2			398							
		大曲第3			390							
		大曲第4			410							
		大曲第5			430							
		大曲第6			430							
		大曲第7			430							
	平成19.3	神岡		1基当たり	150,000		3	1	12	14.6 （1ヶ月まで7.3）		
	平成3.10	中仙第1～9	末端管渠費	100%	330		5	4	6, 9, 11, 2			
	平成9.3	協和		1戸当たり	150,000		5	1	3			
平成8.6	仙北		1受益者当たり	360,000	5	1	12					
平成10.4	西仙北		1受益者当たり	150,000	5	1	12					
平成22.3	南外		1基当たり	150,000	3	1	12					
北 秋 田 市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	14.5	負担金の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	負担金の5%	
	平成15.3	阿仁		1戸当たり	100,000	供用開始と同時	2～3	1	6	14.5		
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
に か ほ 市	平成10.4	第1	末端管渠費	1/3	110,000	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	負担金の9.5%	
			戸数割り									
仙 北 市	平成6.4	角館第1～4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 1	14.6	負担金の2～20%	過額納の還付あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第2			320							
		宿			390							
		潟前			340							
	平成18.3	春山	総事業費	1/10	290							
		生保内北部	末端管渠費	1/3	290							
小 坂 町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	（合算）	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 1	14.5		
			戸数割り 面積割り	105,000 100								
上 小 阿 仁 村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤 里 町	平成15.3	全域		1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三 種 町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 （上限450㎡）	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.6 （1ヶ月まで7.3）	負担金の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5～6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り	150,000								
八 峰 町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費		120,000	供用開始日の翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5	分担金の5%	
	平成16.3	（旧峰沢村） 第1期 第2期（一部）	1受益地当たり	180,000		供用開始と同時						
五 城 目 町	平成5.10	全域	末端管渠費	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		
			戸数割り									
八 郎 潟 町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）		
井 川 町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	（合算額）	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 （1ヶ月まで7.25）	分担金の6%	
			面積割り（330㎡上限）	100								
			世帯人口割り	11,000								
			戸数割り	83,000								
大 潟 村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美 郷 町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	（合算）	供用開始日の翌年度初め	5	4	6, 8, 10, 12	14.6（督促状を発して10日を経過した日から） 7.3（督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から10日まで）		
			個別均等割り 面積割（宅地面積当り）	64,000 119								
羽 後 町	平成16.4	西馬音内		1戸当たり	200,000	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 2	14.6 7.3（督促状を発した日から10日まで）	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

(3) 水洗化助成・貸付制度

令和7年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
秋 田 市	・ 供用開始の日から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・ 住宅リフォーム補助5万円（中心市街地区域10万円） ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・ 1戸70万円以内 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・ 1戸30万円以内 ・ 貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内(125万円限度)	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能 代 市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算 ※令和元年度以前の事業で限度額に達している方も再度利用できる。	汲取便所と同様	対象工事1件当り 1 0 0 万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横 手 市	(助成制度なし)		1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援 (いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外から転入 工事費の20%、限度額50万円 ⑥移住者支援 工事費の15%、限度額40万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男 鹿 市	(助成制度なし)		(貸付制度なし)					
湯 沢 市	(助成制度なし)		(貸付制度なし)					
鹿 角 市	工事費が1 0 万円以上（税込） および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の2 0 %、上限1 0 万円 ②下水道加入促進事業：1 8 歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の5 0 %、上限3 0 万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき3 0 万円以内で限度額1 5 0 万円	50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由 利 本 荘 市	住宅リフォーム補助（一般型） 工事費の10% (工事費50万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様	(貸付制度なし)					
潟 上 市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額4～30万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7ﾊﾟｰﾄ等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月以内均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 仙 市	(助成制度なし)	合併処理浄化槽 新規の接続工事に 5 万円の補助金	(貸付制度なし)					

			助 成 制 度		貸 付 制 度			
市 町 村 名	汲 取 便 所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所		し 尿 浄 化 槽			
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 災害復旧 工事費の10% 限度額10万円（R6以降の自然災害に伴う被害の復旧） 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
に か ほ 市	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円 高齢者持ち家型 工事費10%又は最大20万円	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・住宅リフォーム補助※条件同左	（貸付制度なし）					
仙 北 市	（助成制度なし） 仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん実施（あっせん額は1件につき100万円以内）	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限：20万円	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%（下限工事費：50万円） 上限：20万円		（貸付制度なし）					
藤 里 町	・加入奨励金：上限7万円 ・資金対策助成金：上限4.2万円 ・積立奨励金：上限3万円 ・環境浄化促進助成金（配管、樹、便器、既設便槽解体に助成）		（貸付制度なし）					
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の10% （下限工事費：20万円） 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、 限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 （旧八森町地区）	八峰町住まいづくり応援事業 （住宅リフォーム補助） ・下水道新規加入の場合 100,000円 （リフォーム支援補助に加算する）		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内を 増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 （旧峰浜村地区）								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯（持家）…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯（中古住宅購入）…工事費の15% 上限：30万円 移住定住（定着回帰型）…工事費の10% 上限：20万円 移住定住（中古住宅購入型）…工事費の15% 上限：30万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 郎 潟 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 要件：補助対象工事費50万円以上（消費税込み） 1. 子育て世帯（持家型）…工事費の15% 上限：30万円 2. 空き家購入型…工事費の50% 上限：40万円 ※但し、下記要件を満たす場合はそれぞれ20万円加算（最大60万円加算） ①子育て世帯②移住・定住世帯③空き家バンク登録物件を取得する場合 3. 移住定住（定着回帰型）…工事費の15% 上限：30万円		1世帯当り100万円 貸家7ﾊﾞｰﾄ等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 （世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成）		1世帯当り100万円 貸家7ﾊﾞｰﾄ等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限20万円		（貸付制度なし）					
羽 後 町	令和5年度より廃止		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
東 成 瀬 村	1. 住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2. 子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円		（貸付制度なし）					

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

下水道法		除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の2第3項	
対象物質又は項目	下水道法施行令	第9条	第9条の4第1項	第9条の5第1項	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380mg/L未満	125mg/L未満
水素イオン濃度	海 域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	そ の 他				
生物化学的酸素要求量（BOD）				600mg/L未満	300mg/L未満
浮遊物質（SS）				600mg/L未満	300mg/L未満
温 度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ . 鉱 油 類	5mg/L超		5	
	ロ . 動植物油脂類	30mg/L超		30	
沃 素 消 費 量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛及びその化合物			0.1		
六価クロム化合物			0.2		
砒素及びその化合物			0.1		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四塩化炭素			0.02		
1, 2 - ジクロロエタン			0.04		
1, 1 - ジクロロエチレン			1		
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン			0.4		
1, 1, 1 - トリクロロエタン			3		
1, 1, 2 - トリクロロエタン			0.06		
1, 3 - ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）			0.06		
2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）			0.03		
S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）			0.2		
ベンゼン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふっ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1, 4 - ジオキサン			0.5		
フェノール類			5(0.5)		
銅及びその化合物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L		

1 () は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

(2) 放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.2			
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0			
	そ の 他	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量（B O D）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（C O D）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質（S S）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガ含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌数		(800CFU/mL)			
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L			

1 () は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度、大腸菌数及びダイオキシン類を除きすべてmg/L

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 ダイオキシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

○処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

*下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

○放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌数 (単位 CFU/mL)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	800以下

*令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)^{イカヅチ}五十土地区、潟上市(旧飯田川町)^{イモカワ}妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始
}

令和6年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	7	8.9	88.9
R4	0	0	0	4	8.9	89.2
R5	0	0	0	5	8.6	89.6
R6	0	0	0	2	8.6	89.8
累 計	201	201	193	42		

*1 供用地区には、公共下水道接続の地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区〈処理区〉一覧表

(令和6年度末)

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
鹿角市		3 (3)	小豆沢	401	H10	H13	H13.4	
			谷内・永田	479	H15	H20	H20.4	
			末広	574	H23	H27	H27.4	
小坂町								農業集落排水施設計画なし
大館市	大館市	7 (5)	餌釣	225	S62	H1	H2.4	
			山館	403	H3	H5	H5.8	
			(真中)		H5	H9	H8.8	R4.4.1公共下水道へ接続
			(沢尻)		H7	H9	H9.8	H29.12十二所北処理区へ統合
			麓西	365	H9	H11	H12.4	
			四羽出	572	H10	H14	H15.4	
			十二所北〔沢尻〕	1,363	H15	H20	H21.4	
	比内町	3 (3)	小新田・羽立	170	H9	H11	H11.5	
			八木橋	329	H12	H16	H15.5	
			独鈷中野	1,244	H17	H22	H21.4	
	田代町	2 (2)	山田	476	H9	H11	H11.7	
			岩野目	112	H13	H15	H16.4	
北秋田市	鷹巣町	2 (2)	脇神	153	H8	H10	H10.6	
			坊沢	684	H12	H17	H15.10	
	森吉町	2 (2)	浦田	378	H8	H10	H10.6	
			前田	766	H12	H16	H14.8	
	阿仁町	1 (1)	根子	110	H13	H15	H15.11	
	合川町	11 (9)	(上杉)		H3	H5	H5.7	R5.3.31公共下水道へ接続
			(下杉)		H5	H7	H7.8	R5.3.31公共下水道へ接続
			西	524	H12	H17	H18.4	
			羽根山	177	H8	H10	H10.7	
			合川(鎌沢)	127	S59	S62	S63.1	
			合川(三木田)	118	S58	S60	S61.1	
			合川(三里)	92	S63	H4	H4.5	
			根田、芹沢	266	H9	H12	H12.12	
			木戸石	502	H6	H8	H8.7	
			増沢	153	H7	H9	H9.11	
			道城	144	H18	H22	H22.4	
上小阿仁村		4 (3)	上仏社	54	H2	H4	H4.7	
			(五反沢)		H5	H7	H8.7	R4.4.1公共下水道へ接続
			小沢田	391	H8	H11	H11.4	
			羽立	223	H12	H15	H15.4	
能代市	能代市	1 (1)	浜浅内	204	H9	H11	H11.8	
	ニツ井町							農業集落排水施設計画なし
藤里町		1 (1)	中通	141	H11	H15	H14.12	
三種町	琴丘町	1 (1)	大又	240	H11	H16	H14.8	
	山本町	2 (2)	下岩川	561	H18	H23	H23.4	
			外岡・羽立	224	H13	H16	H16.4	
	八竜町	2 (1)	(八竜(釜谷)) 芦崎		S58	S61	S62.4	H30.4公共下水道へ接続
八峰町	八森町							農業集落排水施設計画なし
	峰浜村	3 (3)	石川	358	H10	H13	H12.12	
			岩子・大久保岱	178	H14	H17	H17.3	
			塙	457	H18	H22	H22.3	
秋田市	秋田市	11 (2)	(豊岩(豊巻))		S60	S63	H1.4	R3.10公共下水道へ接続
			(豊岩(小山))		S60	H1	H2.4	R3.10公共下水道へ接続
			(石田坂)		S61	H1	H2.4	R3.4公共下水道へ接続
			(笹岡)		H2	H4	H4.10	R4.4.1公共下水道へ接続
			(寒川)		H5	H7	H7.10	H29.4下北手中央処理区へ統合
			(下新城北部)		H6	H8	H9.4	R5.4.1公共下水道へ接続
			(上新城)		H9	H12	H12.4	R6.4.1公共下水道へ接続
			(下新城南部)		H11	H14	H14.4	R5.4.1公共下水道へ接続
			上北手東部	161	H13	H16	H16.4	
			下北手中央〔寒川〕	646	H16	H20	H20.4	
			(金足)		H19	H25	H25.4	1期H19～H25 2期 H20～H24 H25.4公共下水道へ接続
	河辺町	7 (5)	(砂子淵)		H6	H8	H8.10	R2.4岩見三内中央地区へ統合
			岩見三内中央	276	H10	H12	H12.12	
			(飛沢)		H1	H2	H3.4	H31.4河辺岩見山内中央処理区へ統合
			河辺岩見山内中央〔岩見山内中央〕〔飛沢〕	620	S58	S63	S59.6	
			下三内	317	H6	H8	H8.4	R7.4.1公共下水道へ接続
			赤平	374	H3	H5	H5.4	R7.4.1公共下水道へ接続
			岩見	225	H15	H20	H20.4	
	雄和町	5 (4)	雄和(新波)	301	S58	S63	S63.12	
			向野	280	H4	H6	H6.7	
			(戸賀沢)		H6	H9	H8.12	R4.4.1公共下水道へ接続
			萱ヶ沢	247	H9	H12	H12.12	
男鹿市	男鹿市	1 (1)	種平	504	H12	H17	H16.7	
			五里合	974	H6	H10	H9.12	
	若美町							農業集落排水施設計画なし

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要		
					着工	完了				
潟上市	昭和町	1 (0)	(豊川)		H10	H13	H14. 3	R5.4公共下水道へ接続		
	飯田川町	3 (0)	(妹川)		S57	H2	S63.4	S63.4公共下水道へ接続		
			(新道)		H3	H6	H6.4	H6.4公共下水道へ接続		
			(飯塚浜)		H1	H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続		
	天王町	3 (0)	(湖岸)		H 1	H 4	H 4. 4	H24.12公共下水道へ接続		
			(羽立)		H 5	H 7	H 8. 4	H24.12公共下水道へ接続		
			(大崎)		S59	S63	S64. 1	H22.11公共下水道へ接続		
五城目町		1 (0)	(上山内)		H 7	H11	H11. 5	H25.4公共下水道へ接続		
八郎潟町		2 (0)	(小池)		S63	H 2	H 3. 3	H25.4公共下水道へ接続		
			(浦大町)		H 5	H 7	H 7. 4	H25.4公共下水道へ接続		
井川町		2 (0)	(井内)		H 5	H 7	H 7. 4	H25.3公共下水道へ接続		
			(蒔田)		H11	H16	H14. 4	H25.3公共下水道へ接続		
大潟村										
由利本荘市	本荘市	10 (10)	万願寺<小友第一>	1,073	H 4	H 6	H 6. 7			
			内越第一<内越畑谷>〔北内越第二〕	889	H 5	H 7	H 7. 6			
			小友第二	300	H 5	H 7	H 7.10			
			子吉〔南福田〕	1,732	H 6	H 8	H 8. 7			
			石沢第二	548	H 7	H10	H 9. 6			
			南内越第二	591	H 9	H11	H11. 4			
			石沢第一	760	H11	H14	H13.11			
			(北内越第二)		H13	H18	H17. 1	H30.11内越第一処理区へ統合		
			松ヶ崎第二<芦川>	89	H19	H23	H24.4			
			松ヶ崎第二<親川>	55	H19	H23	H23.4			
			松ヶ崎第二<深沢>	121	H19	H23	H22.4			
			小友第三	296	H17	H21	H22.4			
	矢島町	4 (1)	(元町・荒沢)		H 4	H 6	H 6. 6	R3.1公共下水道へ接続		
			(郷内・坂之下)		H 5	H 7	H 7. 8	R3.12公共下水道へ接続		
			川辺・木在	371	H 6	H 8	H 8. 6			
			(新荘・立石)		H 7	H 9	H 9. 5	R6.3.22公共下水道へ接続		
	岩城町	4 (4)	岩城〔亀田〕	1,041	S62	H 5	H 4. 4			
			上蛇田	75	H 5	H 7	H 7. 4			
			高畑	269	H 7	H 9	H10. 4			
			滝俣	117	H 9	H11	H11. 4			
	由利町	14 (10)	由利第二<五十土>	130	S57	S59	S59. 6			
			由利〔山本〕〔土倉〕	439	S58	S61	S61. 8			
			由利第三<久保田>	83	S59	S61	S62. 8			
			由利第六<小菅野>	75	S61	S62	S63. 8			
			川西	449	S63	H 4	H 4. 9			
			由利第五<東鮎川>〔町村・中畑〕	675	H 2	H 4	H 4. 9			
			(町村)		H3	H4	H 4. 9	H4.9東鮎川処理区へ統合		
			由利第八<黒沢明法>	225	H 4	H 6	H 6. 8			
			由利第七<曲沢>	176	H 4	H 6	H 6. 8			
			吉沢	157	H 5	H 7	H 7. 6			
			(南福田)		H 5	H 7	H 7. 6	H29.4子吉処理区へ統合		
			(土倉)		H 6	H 7	H 8. 4	H30.4山本処理区へ統合		
			(中畑)		H 7	H 9	H 9. 6	H23.12東鮎川処理区へ統合		
			屋敷	57	H 8	H10	H10. 6			
	西目町	1 (1)	西目南部	730	H 9	H12	H12. 6			
	鳥海町	3 (2)	伏見・上川内〔平根〕	1,364	H 9	H11	H11. 4			
			(平根)		H16	H18	H17. 3	H17.3伏見上川内処理区へ統合		
	東由利町	4 (3)	笹子	816	H13	H16	H15. 4			
			老方館合〔田代黒淵〕	1,408	H 8	H10	H10. 7			
			蔵・法内	637	H13	H16	H16. 4			
			大琴	329	H17	H21	H21.10			
	大内町	7 (5)	(田代黒淵)		H24	H28	H29. 4	H29.4老方館合処理区へ統合		
			松本	523	H 6	H 9	H 9. 6			
			岩野目沢	227	H 8	H10	H10. 6			
			檜淵〔羽広・滝〕	395	H10	H13	H13. 3			
			(滝)		H11	H15	H15. 3	H15.3檜淵処理区へ統合		
			(羽広)		H11	H15	H15. 3	H15.3檜淵処理区へ統合		
			中帳	181	H19	H23	H23. 4			
			葛岡・新田	1,031	H16	H21	H22. 4			
	にかほ市	仁賀保町	8 (7)	院内	795	H 1	H 4	H 4. 5		
百目木				378	H 2	H 5	H 5. 5			
杉山				493	H 3	H 5	H 5. 5			
伊勢居地〔桂坂〕				604	H 4	H 7	H 6.11			
小国				332	H 5	H 7	H 7. 5			
(桂坂)					H 6	H 8	H 8. 5	H28.4伊勢居地処理区へ統合		
冬師				38	H 9	H11	H11. 5			
釜ヶ台				91	H10	H12	H12. 5			
金浦町				1 (1)	大竹	293	H 8	H10	H10. 8	
象潟町				6 (6)	小滝	321	H 4	H 8	H 6.11	
		西中野沢	122		H 5	H 7	H 7.10			
		上郷北部	473		H 7	H 9	H 9.11			
		関	144		H 8	H10	H10.10			
		上郷南部	431		H10	H12	H12. 8			
		上浜中央	1,164		H14	H19	H17.10			

市町村名 (25)	旧市町村名 (69)	地区数	地区名 (処理区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用年月	摘要
					着工	完了		
大仙市	大曲市	3 (3)	中田・宮林	577	H10	H13	H13.9	
			大曲西部	1,371	H14	H19	H19.10	
			角間川	394	H20	H24	H24.3	
	神岡町	2 (1)	(神岡東部)		H9	H11	H11.4	R4.12公共下水道へ接続
			神岡西部	448	H14	H18	H17.4	
	西仙北町	2 (2)	上野	703	H8	H11	H10.11	
			川里	943	H10	H13	H13.2	
	中仙町	3 (3)	中荒井	467	H9	H12	H12.9	
			大神成	279	H12	H15	H15.8	
			田ノ尻	436	H16	H20	H20.10	
	協和町	10 (10)	一ノ渡	237	H10	H12	H12.9	
			稲沢	130	H6	H9	H9.3	
			水沢	247	H12	H15	H14.11	
			白岩	176	H7	H9	H9.9	
			川口	163	H8	H10	H10.3	
			小種	465	H11	H14	H14.8	
			沢庄	201	H16	H20	H20.3	
			宇津野	299	H13	H16	H16.4	
			下淀川	306	H15	H18	H18.4	
			峰吉川	650	H17	H21	H21.3	
	南外村							農業集落排水施設計画なし
	仙北町	5 (1)	(薬師)		H1	H4	H4.6	R2.12公共下水道へ接続
			(福田)		H3	H6	H6.7	R2.12公共下水道へ接続
			(弘田)		H6	H10	H11.5	R2.12公共下水道へ接続
			仙北北部 (板見内)	687	H9	H13	H14.3	
	太田町	5 (5)	横沢	973	H6	H9	H9.4	
			大町	648	H7	H10	H10.6	
			小神成	1,179	H10	H15	H13.6	
			太田今泉	870	H14	H19	H19.7	
			三本扇	515	H18	H23	H24.3	
仙北市	角館町	1 (1)	前郷	417	H9	H12	H13.4	
	田沢湖町	1 (1)	田沢	277	H17	H21	H22.4	
	西木村	5 (5)	戸沢	64	H7	H9	H10.3	
			桧木内	928	H10	H13	H12.4	
			西明寺西部	408	H7	H10	H10.3	
			西明寺	570	S63	H4	H4.4	
			西明寺南部	890	H4	H8	H8.4	
美郷町	六郷町							農業集落排水施設計画なし
	千畑町	3 (3)	一丈木	1,027	H1	H5	H4.4	
			本堂	674	H3	H7	H7.4	大仙市の一部区域を含む
			上畑屋	799	H7	H11	H10.3	
	仙南村	3 (2)	仙南〈後三年〉	218	S58	S62	S61.11	横手市の一部区域を含む
			〈仙南〉〈飯詰〉 野荒町	631	S62	H2	H2.4	R6.3公共下水道へ接続
横手市	横手市	1 (1)	金沢	622	H21	H26	H25.4	
	増田町							農業集落排水施設計画なし
	平鹿町							農業集落排水施設計画なし
	雄物川町							農業集落排水施設計画なし
	大森町	5 (5)	大森	1,553	S58	H2	S63.4	
			十日町	362	H2	H5	H4.7	
			川西	1,218	H5	H9	H8.4	
			上溝	782	H8	H11	H11.4	
			大森本郷	144	H12	H15	H15.3	
	十文字町	2 (2)	今泉	943	H8	H11	H11.10	
			植田	651	H14	H19	H18.4	
	山内村							農業集落排水施設計画なし
	大雄村							農業集落排水施設計画なし
湯沢市	湯沢市	4 (4)	(山田中央)		H4	H6	H6.11	H30.3山田東部処理区へ統合
			深堀	625	H8	H11	H10.11	
			山田東部〔山田中央〕	1,776	H12	H17	H15.11	
			松岡	852	H18	H23	H22.3	
			松岡〈新城〉	68	H18	H23	H22.3	
	稲川町							農業集落排水施設計画なし
	雄勝町							農業集落排水施設計画なし
羽後町	皆瀬村							農業集落排水施設計画なし
	羽後町	3 (2)	床舞	917	H6	H9	H9.8	
			土館〔嶋田〕	1,129	H10	H14	H13.8	
			(嶋田)		H18	H21	H20.4	H20.4土館処理区へ統合
東成瀬村								農業集落排水施設計画なし
合 計		201 (152)		75,376				

(注) 1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排計画処理区と農集排事業等で整備された地区を表記。

2 計画人口はR7.3.31時点の計画処理人口である。

3 集排整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名を〈 〉書きで表記。

4 処理場を持たない地区(公共下水道接続、他処理区へ接続している地区)は、地区名を〈 〉書きで表記。

5 他の集排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を〔 〕書きで表記。

6 地区数欄 下段()は令和6年度末時点において現存する処理区数を表記。

(3)農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率

(令和6年度末)									
順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率	計画区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年月	備 考
1	上小阿仁村	1,839	668	36.3%	668	100.0%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	69,800	18,434	26.4%	18,434	100.0%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	21,953	5,679	25.9%	5,679	100.0%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	17,312	3,304	19.1%	3,304	100.0%	S58	S61. 11	
5	大仙市	73,217	13,383	18.3%	13,383	100.0%	H 1	H 4. 6	
6	八峰町	6,027	993	16.5%	993	100.0%	H10	H12. 12	
7	羽後町	12,939	2,046	15.8%	2,046	100.0%	H 6	H 9. 8	
8	仙北市	22,621	3,554	15.7%	3,554	100.0%	S63	H 4. 4	
9	北秋田市	27,584	4,194	15.2%	4,194	100.0%	S58	S61. 1	
10	三種町	14,027	1,516	10.8%	1,516	100.0%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	39,171	3,321	8.5%	3,321	100.0%	H 4	H 6. 11	
12	大館市	64,824	5,259	8.1%	5,259	100.0%	S62	H 2. 4	
13	横手市	79,995	6,301	7.9%	6,301	100.0%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	26,787	1,454	5.4%	1,454	100.0%	H10	H13. 4	
15	藤里町	2,713	141	5.2%	141	100.0%	H11	H14. 12	
16	男鹿市	23,146	974	4.2%	974	100.0%	H 6	H 9. 12	
17	秋田市	291,412	3,951	1.4%	3,951	100.0%	S58	S59. 6	
18	能代市	46,828	204	0.4%	204	100.0%	H 9	H11. 8	
	潟上市	31,094					S59	S64. 1	下水道へ接続
	小坂町	4,368							
	五城目町	7,739					H 7	H11. 5	下水道へ接続
	八郎潟町	5,135					S63	H 3. 3	下水道へ接続
	井川町	4,115					H 5	H 7. 4	下水道へ接続
	大潟村	2,881							
	東成瀬村	2,290							
	秋 田 県 計	899,817	75,376	8.4%	75,376	100.0%			

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。
但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R7.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

普及率(%) =

処理区域内人口

住民基本台帳人口

× 100

整備率(%) =

処理区域内人口

計画区域内人口

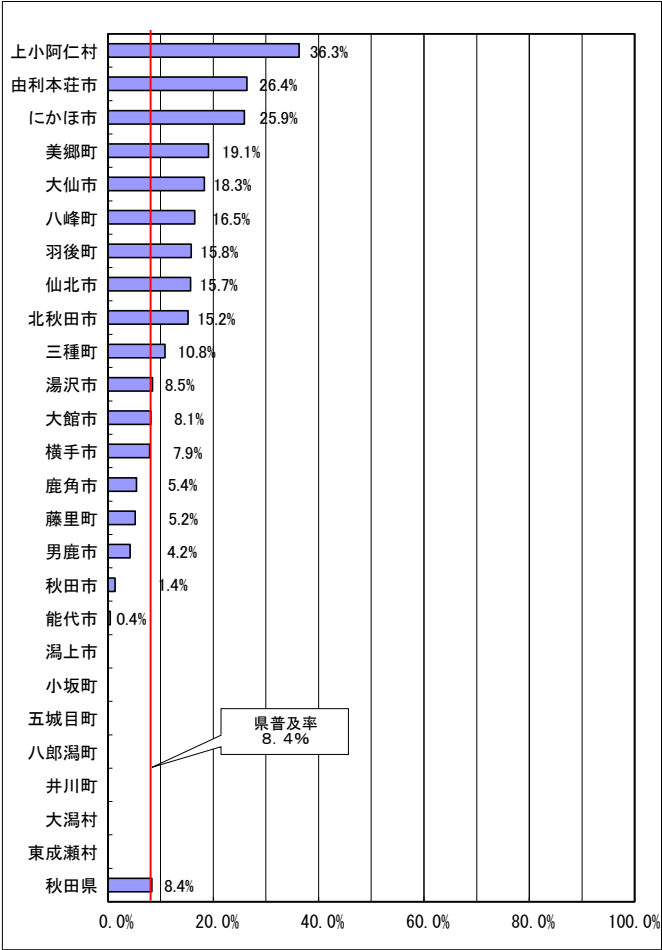
× 100

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	普及率
鹿 角	31,155	1,454	4.7%
北 秋 田	94,247	10,121	10.7%
山 本	69,595	2,854	4.1%
秋 田	365,522	4,925	1.3%
由 利	91,753	24,113	26.3%
仙 北	113,150	20,241	17.9%
平 鹿	79,995	6,301	7.9%
雄 勝	54,400	5,367	9.9%
県 計	899,817	75,376	8.4%

*1 公共下水道接続の地区を除く。
*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R7.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

普及率グラフ

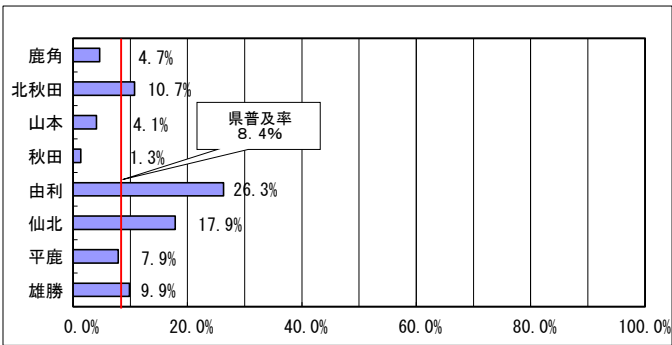


農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率 推移

項目 \ 年度	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末
普及率	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%	8.9%	8.6%	8.4%

項目 \ 年度	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末
整備率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

地域振興局別 普及率グラフ



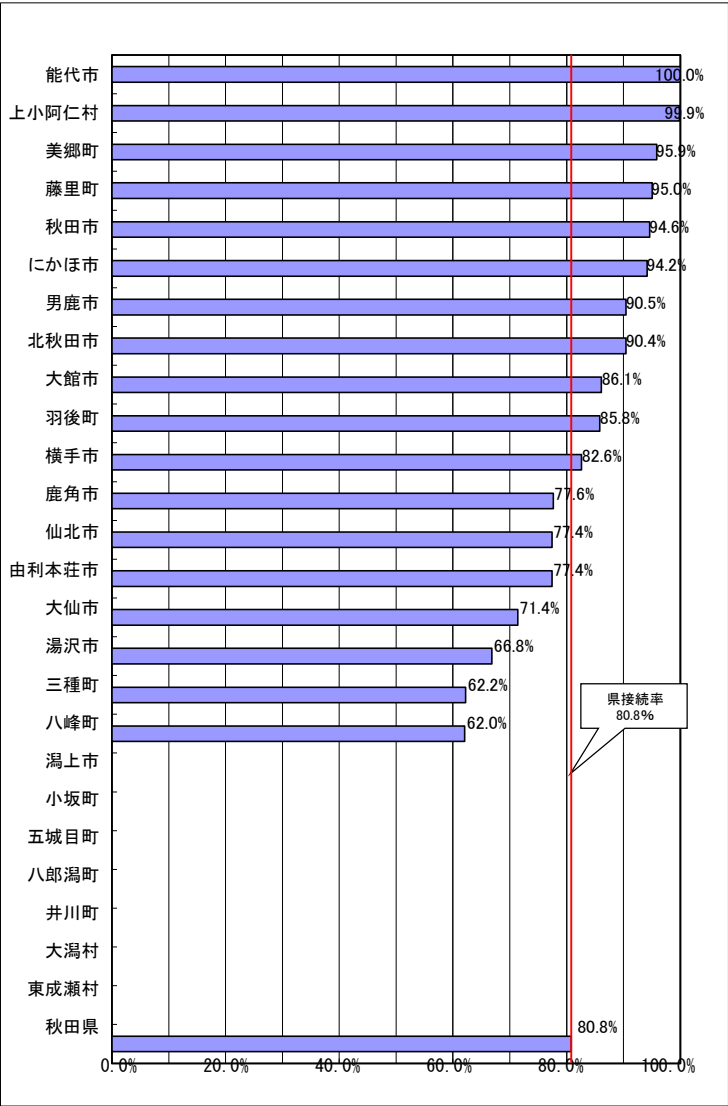
(4)農業集落排水施設 接続率

(令和6年度末)							
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	46,828	204	204	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	1,839	668	667	99.9%	H 2	H 4. 7
3	美郷町	17,312	3,304	3,167	95.9%	S58	S61.11
4	藤里町	2,713	141	134	95.0%	H11	H14.12
5	秋田市	291,412	3,951	3,739	94.6%	S58	S59. 6
6	にかほ市	21,953	5,679	5,348	94.2%	H 1	H 4. 5
7	男鹿市	23,146	974	881	90.5%	H 6	H 9.12
8	北秋田市	27,584	4,194	3,793	90.4%	S58	S61. 1
9	大館市	64,824	5,259	4,530	86.1%	S62	H 2. 4
10	羽後町	12,939	2,046	1,756	85.8%	H 6	H 9. 8
11	横手市	79,995	6,301	5,205	82.6%	S58	S63. 4
12	鹿角市	26,787	1,454	1,129	77.6%	H10	H13. 4
13	仙北市	22,621	3,554	2,752	77.4%	S63	H 4. 4
14	由利本荘市	69,800	18,434	14,273	77.4%	S57	S59. 6
15	大仙市	73,217	13,383	9,557	71.4%	H 1	H 4. 6
16	湯沢市	39,171	3,321	2,220	66.8%	H 4	H 6.11
17	三種町	14,027	1,516	943	62.2%	S58	S62. 4
18	八峰町	6,027	993	616	62.0%	H10	H12.12
—	潟上市	31,094	0	0	—	—	—
—	小坂町	4,368	0	0	—	—	—
—	五城目町	7,739	0	0	—	—	—
—	八郎潟町	5,135	0	0	—	—	—
—	井川町	4,115	0	0	—	—	—
—	大潟村	2,881	0	0	—	—	—
—	東成瀬村	2,290	0	0	—	—	—
	秋田県計	899,817	75,376	60,914	80.8%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。
*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R6.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。
*3 分割採択地区は1地区として計上。

接続率(%) = $\frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

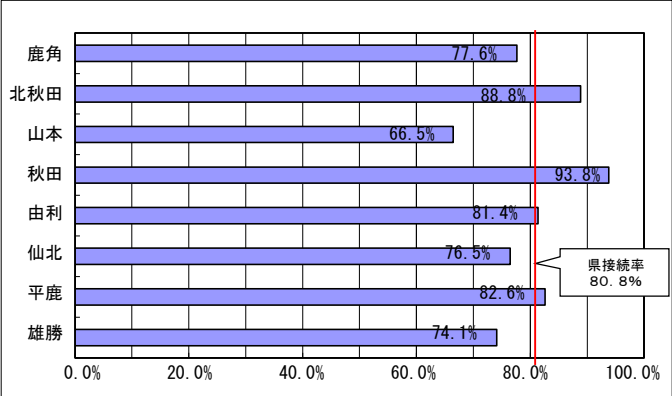
年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末
接続率	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%	81.8%	80.6%	80.8%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率
鹿角	31,155	1,454	1,129	77.6%
北秋田	94,247	10,121	8,990	88.8%
山本	69,595	2,854	1,897	66.5%
秋田	365,522	4,925	4,620	93.8%
由利	91,753	24,113	19,621	81.4%
仙北	113,150	20,241	15,476	76.5%
平鹿	79,995	6,301	5,205	82.6%
雄勝	54,400	5,367	3,976	74.1%
県計	899,817	75,376	60,914	80.8%

*1 公共下水道接続の地区を除く。
*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、R6.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



(5)農業集落排水施設 使用料

令和7年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)
	(区分水量) 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線				
鹿角市	</					

※ 公共下水道使用料と同じ

(6)農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和7年4月現在

市町村名	助 成 制 度		貸 付 制 度						
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽			
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子	
※ 鹿 角 市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円			50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様	
大 館 市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農業・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 ①一般補助:工事費の5%(上限10万円) ②子育て世帯:工事費の10%(上限20万円) ③三世同居:工事費の10%(上限30万円) ④大館市空き家バンク登録住宅:市内在住の方 工事費の10%(上限30万円) ⑤大館市空き家バンク登録住宅:市外転入の方 工事費の20%(上限50万円) ⑥移住者支援:工事費の15%(上限40万円) ⑦被災者支援(基大な自然災害により市が支援可能とした場合)		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
北秋田市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 災害復旧 工事費の10% 限度額10万円(R6以降の自然災害に伴う被害の復旧) 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様			
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
能 代 市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)	汲取便所と同様			
※ 藤 里 町	・加入奨励金:上限7万円 ・資金対策助成金:上限4.2万円 ・積立奨励金:上限3万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
※ 三 種 町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内 元金均等償還	町負担	汲取便所と同様			
八 峰 町	八峰町住まいづくり応援事業 (下水道・農業・漁業・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) 下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様			
秋 田 市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の 元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の 元金均等償還	市負担	
男 鹿 市			(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業(一般型) 工事費の10%補助、上限10万円 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円 ・高齢者持ち家型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
※ 大 仙 市		下水道接続促進補助金 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
※ 仙 北 市			仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様			
※ 美 郷 町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内(補助限度額20万円)を助成		(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
※ 横 手 市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの 均等償還	市負担	汲取便所と同様			
※ 湯 沢 市			(貸付制度なし)					(貸付制度なし)	
羽 後 町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様			
	・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)								
		浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し農業排施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円							

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表

(令和6年度末)

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	234	H10	H13	H14.1	
		門前	84	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	318				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	868	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	214	H2	H7	H8. 4	
	(市計)	2処理区	1, 082				
八峰町	八森町	岩館	576	H11	H20	H18.3	
〔漁集施設 計〕		5処理区	1, 976				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	44	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	77	H12	H15	H15.3	
		相内潟	12	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	89				
〔林集施設 計〕		3処理区	133				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	27	H5	H5	H6. 4	
		下黒川	35	H11	H11	H12.4	
		六呂田	39	H12	H12	H13.4	
		泉田	19	H12	H12	H13.4	
		福俣	29	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	149				
仙北市	西木村	潟尻	13	H11	H12	H13.3	
〔簡易排水施設 計〕		6処理区	162				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	13	H6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	31	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	16	H8	H8	H9. 6	
		田代	18	H8	H8	H9. 6	
	(市計)	3処理区	65				
にかほ市	仁賀保町	水沢	32	H7	H7	H8. 5	
		上坂	32	H8	H8	H9. 5	
		下坂	14	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	78				
〔小規模排水施設 計〕		7処理区	156				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計		21処理区	2,427				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、R6.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 普及率・整備率・接続率

(令和6年度末)

市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	普及率	整備率	接 続 人口(人)	接続率	供用済 地区数
横手市	81,616	57	57	0.1%	100.0%	57	100.0%	2
男鹿市	23,779	318	318	1.3%	100.0%	290	91.2%	2
由利本荘市	71,285	1,296	1,296	1.8%	100.0%	1,097	84.6%	10
にかほ市	22,272	78	78	0.4%	100.0%	74	94.9%	3
仙北市	23,227	102	102	0.4%	100.0%	76	74.1%	3
八峰町	6,227	576	576	9.3%	100.0%	415	72.0%	1
県 合計	916,764	2,427	2,427	0.3%	100.0%	2,009	82.8%	21

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

整備率(%) =	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$
----------	--

整備率(%) =	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$
----------	--

接続率(%) =	$\frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$
----------	---

(参考 事業区分別 計画人口、処理人口、接続人口)

市町村名	漁業集落排水			林業集落排水			簡易排水施設			小規模施設		
	計画区 域内 人口 (人)	処理区 域内 人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区 域内 人口 (人)	処理区 域内 人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区 域内 人口 (人)	処理区 域内 人口 (人)	接続 人口 (人)	計画区 域内 人口 (人)	処理区 域内 人口 (人)	接続 人口 (人)
横手市				44	44	44				13	13	13
男鹿市	318	318	290									
由利本荘市	1,082	1,082	906				149	149	132	65	65	59
にかほ市										78	78	74
仙北市				89	89	64	13	13	12			
八峰町	576	576	415									
県 合計	1,976	1,976	1,611	133	133	108	162	162	144	156	156	146

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

令和6年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生汚水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型									
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～
1	秋 田 市	市町村設置型	○		3	2	1								
2	能 代 市	市町村設置型	○		33	30	2	1							
		個人設置型	○		15	15									
3	横 手 市	個人設置型	○		92	85	4	3							
4	大 館 市	個人設置型	○		24	23	1								
5	男 鹿 市	個人設置型	○		7	7									
6	湯 沢 市	個人設置型	○		24	24									
7	鹿 角 市	個人設置型	○		33	31	2								
8	由利本荘市	個人設置型	○		40	40									
9	潟 上 市	個人設置型	○		1	1									
10	大 仙 市	個人設置型	○		54	51	3								
11	北 秋 田 市	個人設置型	○		14	14									
12	にかほ市														
13	仙 北 市	個人設置型	○		25	22	3								
14	小 坂 町	個人設置型	○		3	2	1								
15	上小阿仁村														
16	藤 里 町														
17	三 種 町	個人設置型	○		6	6									
18	八 峰 町														
19	五城目町														
20	八 郎 潟 町														
21	井 川 町														
22	大 潟 村														
23	美 郷 町	個人設置型	○		19	19									
24	羽 後 町	個人設置型	○		9	9									
25	東 成 瀬 村	市町村設置型	○		1	1									
計		市町村設置型	3市村(2市1村)		37	33	3	1							
		個人設置型	13市町村(9市4町)		366	349	14	3							
合 計			16市町村(11市4町1村)		403	382	17	4							

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
個人設置型	実施市町村	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19	19	20	18	16
	設置基数	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468	483	436	421	366
市町村設置型	実施市町村	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2	3	3	3	3	3
	設置基数	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54	50	38	36	37
浄化槽整備事業計		設置基数	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590	522	533	474	403

* 市町村合併 H17末 25市町村

* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	高度処理型割合	全数	高度処理型割合		全数	合併処理浄化槽のみ
北海道	76,386	17,495	58,891	32.4%	1,107	66.2%	100%*	77.6%	84.4%
青森県	115,519	67,074	48,445	4.2%	1,024	71.6%	100%*	48.0%	79.2%
岩手県	59,280	3,555	55,725	48.4%	946	92.9%	97.9%	91.0%	91.5%
宮城県	77,643	19,945	57,698	31.4%	958	56.2%	100.0%	92.1%	99.3%
秋田県	71,660	26,329	45,331	31.6%	654	63.3%	73.5%	63.1%	79.4%
山形県	65,600	30,742	34,858	27.6%	385	63.6%	100%*	78.5%	87.2%
福島県	279,657	145,548	134,109	48.4%	2,592	98.3%	88.2%	35.3%	70.9%
茨城県	273,077	89,125	183,952	41.4%	3,941	99.4%	98.2%	50.1%	62.0%
栃木県	163,221	49,356	113,865	36.4%	1,919	99.6%	100.0%	75.5%	74.8%
群馬県	304,316	154,545	149,771	54.7%	4,058	99.2%	100%*	80.3%	85.6%
埼玉県	473,776	222,521	251,255	20.9%	5,429	95.4%	89.1%	24.0%	38.6%
千葉県	445,666	187,788	257,278	40.6%	6,573	96.9%	78.1%	18.1%	28.2%
東京都	16,946	8,196	8,750	54.5%	143	99.3%	87.8%	30.1%	49.5%
神奈川県	133,787	88,560	45,227	29.5%	925	69.2%	74.2%	17.6%	33.2%
新潟県	183,776	123,289	60,487	32.5%	1,261	77.3%	90.7%	70.4%	80.1%
富山県	38,700	25,715	12,985	0.0%	201	96.0%	100.0%	42.4%	75.4%
石川県	50,239	26,515	23,724	34.8%	394	82.0%	100.0%	41.8%	56.9%
福井県	34,777	18,662	16,115	35.5%	167	96.4%	100.0%	56.5%	75.8%
山梨県	123,000	71,138	51,862	33.2%	1,109	98.5%	96.7%	18.5%	39.3%
長野県	86,531	12,247	74,284	12.3%	1,191	37.4%	100%*	75.6%	82.9%
岐阜県	177,070	92,106	84,964	41.1%	1,298	98.3%	100.0%	96.5%	98.9%
静岡県	463,315	253,659	209,656	13.2%	5,857	22.2%	94.1%	37.7%	63.3%
愛知県	548,791	309,662	239,129	41.6%	6,593	75.3%	91.2%	28.2%	56.6%
三重県	225,310	97,346	127,964	39.7%	2,230	97.9%	99.7%	40.3%	56.9%
滋賀県	27,649	9,318	18,331	10.2%	197	43.7%	100.0%	56.3%	65.9%
京都府	34,127	11,045	23,082	20.2%	301	68.1%	78.3%	50.3%	65.3%
大阪府	98,611	52,506	46,105	35.9%	789	97.3%	94.6%	15.6%	26.9%
兵庫県	80,186	34,156	46,030	25.0%	664	21.4%	100%*	66.7%	82.9%
奈良県	98,228	64,005	34,223	39.4%	663	97.7%	100.0%	21.6%	52.1%
和歌山県	211,262	97,993	113,269	26.1%	2,421	64.2%	100%*	43.7%	65.5%
鳥取県	24,502	12,391	12,111	25.9%	258	93.8%	79.2%	60.0%	74.8%
島根県	70,771	30,809	39,962	34.1%	751	98.1%	100.0%	82.4%	94.7%
岡山県	167,071	53,218	113,853	31.5%	2,089	58.0%	100.0%	92.8%	95.4%
広島県	175,261	67,296	107,965	29.1%	2,435	64.8%	100.0%	74.7%	81.5%
山口県	122,599	50,051	72,548	29.6%	1,327	99.6%	90.4%	57.4%	64.1%
徳島県	205,506	123,586	81,920	41.8%	2,154	98.3%	100.0%	62.4%	71.9%
香川県	179,078	79,995	99,083	47.6%	2,475	98.5%	100.0%	56.9%	65.9%
愛媛県	180,314	89,738	90,576	45.1%	1,763	98.3%	100.0%	38.4%	74.5%
高知県	106,631	40,805	65,826	44.1%	1,349	93.4%	100%*	57.9%	72.6%
福岡県	184,141	40,999	143,142	38.0%	3,332	69.2%	100.0%	75.8%	85.1%
佐賀県	58,800	16,410	42,390	48.7%	1,147	87.0%	100.0%	82.2%	91.9%
長崎県	80,542	13,144	67,398	50.4%	1,849	99.4%	100%*	88.1%	90.7%
熊本県	144,781	51,008	93,773	46.8%	1,825	97.8%	100.0%	68.7%	79.8%
大分県	155,011	63,412	91,599	39.5%	2,538	67.2%	100.0%	45.0%	70.4%
宮崎県	143,824	58,628	85,196	45.8%	2,134	97.7%	100.0%	59.3%	71.5%
鹿児島県	324,106	101,666	222,440	40.3%	5,264	99.1%	99.9%	52.6%	53.2%
沖縄県	95,204	54,186	41,018	44.0%	1,772	91.1%	100.0%	10.3%	22.7%
合計	7,455,648	3,357,483	4,098,165	35.9%	90,455	82.7%	97.4%	49.8%	66.4%

注) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和7年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000 は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線	基本 水量 (m ³ /月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	設置 基数 (国庫補助)
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)	(m ³) -	1,540	税込み	2,860	298
大 館 市 (非 住 家 : 従 量 制) ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 1,540 165 176 209 231	(m ³) 10	1,540	税込み	3,190	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料:5人槽 3,543円)	(m ³) -	3,543	税込み	3,543	220
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料:5人槽 4,185円)	(m ³) -	4,185	税込み	4,185	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料:5人槽 2,600円)	(m ³) -	2,600	税抜き	2,860	1,987
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料:5人槽 3,800円)	(m ³) -	3,800	税抜き	4,180	
藤 里 町	(月額使用料:5人槽 2,420円)	(m ³) -	2,420	税抜き	2,662	141
八 峰 町	(月額使用料:5人槽 3,140円)	(m ³) -	3,140	税込み	3,140	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m ³) 10	1,020	税抜き	3,113	207
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 1 10 20 30 50 100 935 55 176 187 198 220 242	(m ³) 1	935	税込み	3,190	88
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 523 125 156 177 198 220	(m ³) 0	523	税込み	3,333	134
大 仙 市 (旧 西 仙 北 町 ・ 旧 協 和 町 地 区)	0 10 30 50 100 1,210 168 178 210 242	(m ³) 10	1,210	税込み	2,890	384
仙 北 市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 ※H25.11より料金統一 2,200 2,200 3,300 3,850 4,400 4,950 6,160 6,820 7,480 8,140 8,800	(円) -	2,200	税込み	3,850	789
横 手 市	(月額使用料:5人槽 5,500円)	(m ³) -	5,500	税込み	5,500	517
湯 沢 市 (旧 稲 川 町 ・ 旧 皆 瀬 村 地 区)	(月額使用料:5人槽 3,480円)	(m ³) -	3,480	税込み	3,480	1,521
東 成 瀬 村	(月額使用料:5人槽 2,200円)	(m ³) -	2,200	税抜き	2,420	689

(4)合併処理浄化槽 補助金制度

令和7年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿 角 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・既存槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち下記の額を上限額として加算する。 単独処理浄化槽 120,000円 汲り槽 90,000円 ・既存槽を撤去した場合、単独浄化槽及び汲り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
小 坂 町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大 館 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・くみ取り便槽撤去費 90,000円 ・単独処理浄化槽撤去費 120,000円 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
北 秋 田 市	5人槽 520,000円 6～7人槽 632,000円		・専用・併用住宅 ・くみ取り槽撤去費 90,000円 ・単独浄化槽撤去費 120,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用 90,000円 ・単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費 300,000円
上 小 阿 仁 村	5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円		・専用住宅
能 代 市	5人槽 480,000円 6～7人槽 594,000円 8～10人槽 810,000円		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三 種 町	5人槽 547,000円 6～7人槽 673,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象) ・くみ取り便槽撤去費 90,000円 ・単独処理浄化槽撤去費 120,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用 90,000円 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る宅内配管工事費 300,000円
八 峰 町	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用・併用住宅
男 鹿 市	5人槽 390,000円(408,000円) 6～7人槽 474,000円(492,000円) 8～10人槽 660,000円(684,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅 (主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅、一戸建販売住宅等を含む。)
湯 上 市	5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅及び店舗等併用住宅
五 城 目 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八 郎 湯 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 684,000円		・専用住宅及び店舗等併用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
井 川 町	5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由 利 本 荘 市	5人槽 598,000円(390,000円) 6～7人槽 734,000円(474,000円) 8～10人槽 1,021,000円(660,000円) (11～20人槽 1,002,000円) (21～30人槽 1,545,000円) (31～50人槽 2,129,000円) (51人槽以上 工事費の20%とし、5,000,000円上限) ※()内は事業所等に対する補助金		・専用住宅 ・事業所等
に か ほ 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額		・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大 仙 市	5人槽 390,000円(455,000円) 6～7人槽 474,000円(553,000円) 8～10人槽 660,000円(770,000円) ※()市内の業者が施工する場合であって、汲り取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの		・専用住宅
仙 北 市	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円		・専用住宅
美 郷 町	5人槽 440,000円(460,000円) 6～7人槽 524,000円(544,000円) 8～10人槽 710,000円(730,000円) ※()町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横 手 市	5人槽 490,000円 6～7人槽 574,000円 8～10人槽 760,000円	5人槽 390,000円 6～7人槽 474,000円 8～10人槽 660,000円	・専用住宅
湯 沢 市	5人槽 537,000円 6～7人槽 652,000円 8～10人槽 912,000円		・専用住宅
羽 後 町	5人槽 390,000円 7人槽 474,000円 10人槽 660,000円		・専用住宅 ・かさ上げ助成 (1)単独処理浄化槽の撤去に要する費用 120,000円 (2)汲り取り槽の撤去に要する費用 90,000円 (3)浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 300,000円 (4)単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用 90,000円

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。
 ※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。
 ※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。
 ※4.12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。



のんびりできる？

「あきたの下水道」 ～資料編～

令和7年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号
TEL 018(860)2461 (調整・広域・共同推進チーム)
2465 (経理チーム)
2463 (流域土木チーム)
2464 (流域設備チーム)
FAX 018(860)3813
E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp